

公益財団法人 岡山市ふれあい公社

中 期 計 画

令和8年度～令和12年度

目次

I	基本理念と経営方針	1
1	基本理念	
2	経営方針	
3	財団の目指す姿	
II	中期計画策定にあたって	3
1	策定趣旨	
2	計画期間	
3	計画の進行管理	
III	前計画の取り組み実績	5
1	地域の福祉力を高める	5
2	専門性を生かした福祉サービスを推進する	11
3	組織の実行力を高める	15
IV	財団を取り巻く現状と課題	19
1	社会情勢（背景）	
2	岡山市の取り組み	
3	財団の取り組み	
V	実施計画	27
1	地域の福祉力を高める	27
2	専門性を生かした福祉サービスを推進する	38
3	組織の実行力を高める	47
〔資料編〕		
1	定款	54
2	沿革	65

I

基本理念と経営方針

1 基本理念

公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「財団」）は、財団法人岡山市ふれあい公社として、平成4年10月に設立されました。岡山市民一人ひとりが、心豊かに健康で、ともに生きることができる社会の実現に向けて、必要な人材育成等条件整備を推進するとともに、市民と一体となり地域ニーズに即した福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、提供することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的としています。

財団の基本理念は、財団が第一義として何のために存在し、何を行う組織なのかを示し、事業活動を行う上での揺るがない判断基準として、次のとおり掲げるものです。

**岡山市ふれあい公社は、
「市民福祉の向上を使命とし、ともに生きることができる
健康・福祉のまちづくり」に貢献します**

高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人が健康で生きがいをもち、社会的な支援が必要となったときも、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで安心して続けることができるよう、財団は様々な福祉サービスの提供を通じて貢献します。

また、住民が世代や環境を超えてつながり、地域の課題解決に地域全体で取り組む「地域共生社会^{※1}」の実現のため、事業の開発・提供を行い「ともに生きることができる」まちづくりに貢献します。

2 経営方針

基本理念を実現するため、組織として中期的な事業展開に取り組む際に、重視すべき視点を経営方針とし、次のとおり定めます。

●市民ニーズに即したサービスの提供

私たちは、高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人を対象に、市民ニーズに即した福祉・健康・生涯学習サービスを開発し、提供するとともに、地域福祉の担い手やボランティア等、地域で活躍する人材の育成に努めることで、地域共生社会の実現を目指します。

※1 地域共生社会：地域で課題を抱えている人を孤立させず、適切な支援につなぐためのネットワークが張り巡らされた社会。

●市民に寄り添い、共に歩む事業運営

私たちは、公益的な存在であることを自覚するとともに、地域福祉の拠点づくりや、地域との相互連携を重視した事業運営を行うことで、地域共生社会の実現を目指します。

●人を育て、人が育つ組織風土の醸成

私たちは、職員一人ひとりを財産として尊重し、各種研修を行う事で、地域と共に生きることができる社会の実現に資する人材として職員を育成します。また、笑顔が輝く職場になるよう職員の満足度を高めます。

●透明性の確保された合理的で健全な経営

私たちは、持続的・継続的なサービス提供ができるよう、安定した財政運営に努めます。また、計画的な予算の執行管理と内部統制の強化により、透明性を確保します。

3 財団の目指す姿

財団は、市民福祉向上のため、岡山市全体の利益に資する公益的な役割を担い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目標としています。そのためには、地域に根ざした活動を展開し、社会的インフラとしての機能を果たすことで、市民から必要とされ、信頼される存在となることが重要です。加えて、社会やニーズの変化に柔軟に対応できる体制を整え、積極的にサービスの質を高め、幅を広げていく姿勢が求められます。

こうした取り組みを支える基盤として、安定性と健全性を兼ね備えた財務体制の確立は不可欠です。外部環境の変化に左右されにくい経営を実現するため、自主事業に何を求められているかを見極めながら自律性を高め、財政的な持続可能性を確保してまいります。事業活動で得た財源は公益目的事業のために有効活用し、中長期的な収支均衡も図ることで、事業の継続性ととともに、地域社会からの信頼を着実に築いていきます。

また、地域福祉の未来を切り拓くためには、専門的知識と公益的視点を併せ持つ人材の活躍が不可欠です。福祉分野の専門性を備えた職員が、地域の多様なニーズに応えることと公共的な使命を担うことの両立に誇りと責任感を持ち、業務に取り組む体制を整えていきます。職員一人ひとりが地域への理解と共感を深めることで、活動の質と深さが増し、地域との関係性も強化されます。

さらに、複雑化する地域課題に対しては、行政機関や民間企業、地域住民など多様な主体との連携を通じて、協働による解決を図ります。財団がこれまで培ってきた地域とのつながりを生かし、地域全体で支え合う仕組みの中でしっかりと役割を果たしてまいります。

近年、福祉現場では人材不足やサービスの多様化・複雑化といった様々な課題が顕在化しています。今後も質の高いサービスを継続的に提供できるよう、業務の効率化を推進するとともに、職員が自ら考え、挑戦できる組織風土の醸成に努めていきます。また、目まぐるしく変化する社会情勢の中、財団が存続していくために、組織全体を見渡し最適解を考えることができるよう、先見性や判断力・実行力を備えた職員の人材育成に力を入れて取り組みます。

今後も、地域との協働・人材・事業経営を有機的に結びつけながら、地域に根ざした公益活動を展開し、地域共生社会の実現に向けて着実に歩みを進めてまいります。

Ⅱ

中期計画策定にあたって

1 策定趣旨

財団は、令和4年に設立30周年を迎えました。これまで、全5館のふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださきの施設運営、講座・イベントの企画実施、児童館運営、高齢者・障害者等への在宅サービス及び地域包括支援センター・介護予防センターの運営といった多岐にわたる分野を通じて、市民福祉の向上に取り組んでまいりました。令和2年には新たに岡山市立放課後児童クラブの運営（令和7年時点で67クラブ）が加わり、岡山市の放課後児童クラブ待機児童ゼロ（R9）※1の施策に対応するため、財団では、放課後児童支援員等の人材確保やクラブ運営の強化に努めています。

国内外を問わず、未曾有の脅威となった新型コロナウイルス感染症は、人と人との関わりを途絶えさせ、対面でのサービスが主となる財団の事業は大きな影響を受けました。コロナ禍を越え、財団の事業が少しずつ以前の状態を取り戻しつつあった中、世の中ではこれまで想定し得なかった変化が起きました。

物価・エネルギー価格の急激な上昇、気候変動による気象災害の激甚化や記録的な猛暑、深刻化する働き手不足といった問題は、人々の日常生活に大きな影を落とし、また、事業体にとってはやがて事業不振を招きかねない重大な弊害となっています。

一方で、近年のキャッシュレス決済やリモート会議の普及、DX※2の推進などは加速度的に進み、もはや当たり前にあるものとして認知され、定着してきた様相です。財団の事業においても、必要に応じ導入を進めてきました。

令和7年度には公益法人制度の改革が行われ、公益法人としては、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応すること、自律的な経営判断を行い公益活動の質と範囲を拡大すること、透明性の高い情報開示を通じて国民や企業からの信頼と支援を得ることなどが求められるようになりました。これらは単なる制度対応ではなく、公益法人が変化に強い組織へと進化するための基盤を築くものです。人口減少や高齢化が進む岡山市では特に、地域に根ざした柔軟なサービス提供が今後ますます重要になり、その対応は必ず財団にも求められます。

絶えず変化する社会的情勢下で、質の変わらない公的な福祉サービスの提供に、多様な専門性をもって総合的に取り組む公益法人として、私たちが果たすべき役割を改めて整理し、事業を推進していくため、中期計画（R8～R12）を策定します。

※1 岡山市の放課後児童クラブ待機児童ゼロ（R9）：岡山市では、放課後児童クラブの待機児童解消に向けて施設整備や民間事業者の参入支援を進め、令和9年度の待機児童ゼロを目指している。

※2 DX：デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術を活用して、業務やサービス、ビジネスモデルを変革し、新たな価値を創出する取り組みのこと。

2 計画期間

本計画の実施期間については、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年とします。

3 計画の進行管理

中期計画は財団の理念や目指す姿を明確にし、事業を推進するための指針となるものです。

本計画が定める財団全体の大きな目標のもとに、実際のサービス提供や地域における公益的な活動を着実に推進します。

計画の進行管理については、3 年目の中間評価のほか、5 か年をひとくくりとしたPDCAサイクルで進めます。各事業内でも計画に基づいたPDCAサイクルで評価を行い、事業を継続・発展させていきます。

また、5 年間の最終評価については、次期中期計画の策定に活用していくものとします。

Ⅲ

前計画の取り組み実績

岡山市ふれあい公社では、中期計画（R3～R7）において、基本理念を実現するための経営方針や、3つの大きな実施計画を軸とした各種事業を推進し、現在に至っています。

次期中期計画（R8～R12）の策定を行うにあたり、前計画の実施期間となる令和3年度から令和7年度の状況を振り返ります。

1

地域の福祉力を高める

地域の福祉力とは、地域住民がお互いの多様性を受け入れ、協働の場を通じて住民が自ら地域のあり方を構想し、構築していく力のことです。

財団は、地域住民が主体となって継続的に活動できるような意識の醸成や人材の確保・育成、居場所づくり、そして、健康増進・介護予防の意識の向上等を通じて地域づくりを進めており、高齢者・障害者・こどもをはじめ、あらゆる人への総合的な支援を行ってきました。

各分野を横断する課題に対応するため、財団の医療・福祉専門職と各専門機関等とのネットワークを強化するとともに、今まで培ってきた福祉サービス運営のノウハウを生かして「地域共生社会の実現」に向けて役割を果たし、効果的な支援と地域に根差したサービスの更なる展開・推進に努めました。

1 地域を支える人材の育成と活動の支援

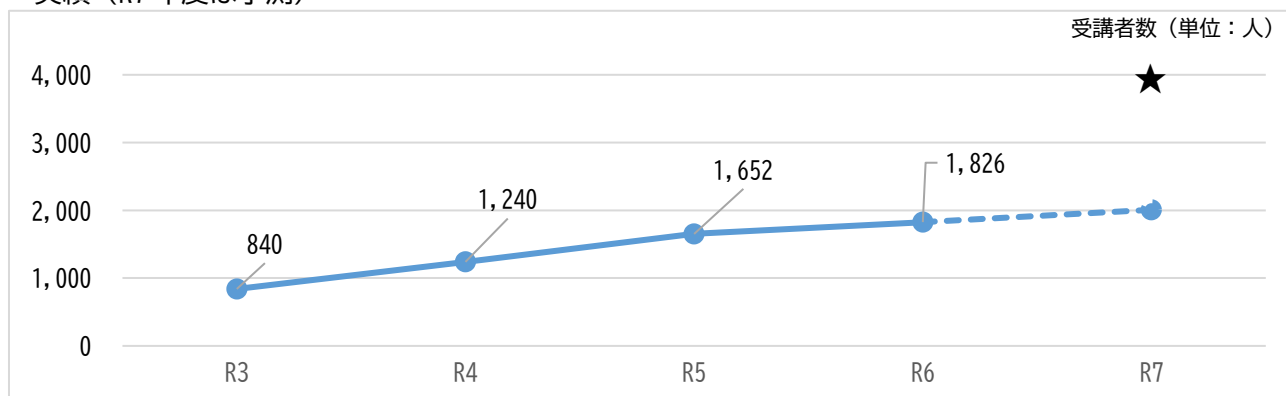
地域の福祉力向上のため、福祉、介護や子育て等の情報・技術・知識をもった人材やボランティアを育成する講座を実施しました。また、事業を適宜見直し、改善しながら地域との連携を強化することで、地域ニーズに対応した取り組みを進めました。

○●設定された目標●○

◆質の高い福祉人材の養成（福祉人材養成講座等の受講者）

R7 年度目標値：★4,000 人

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

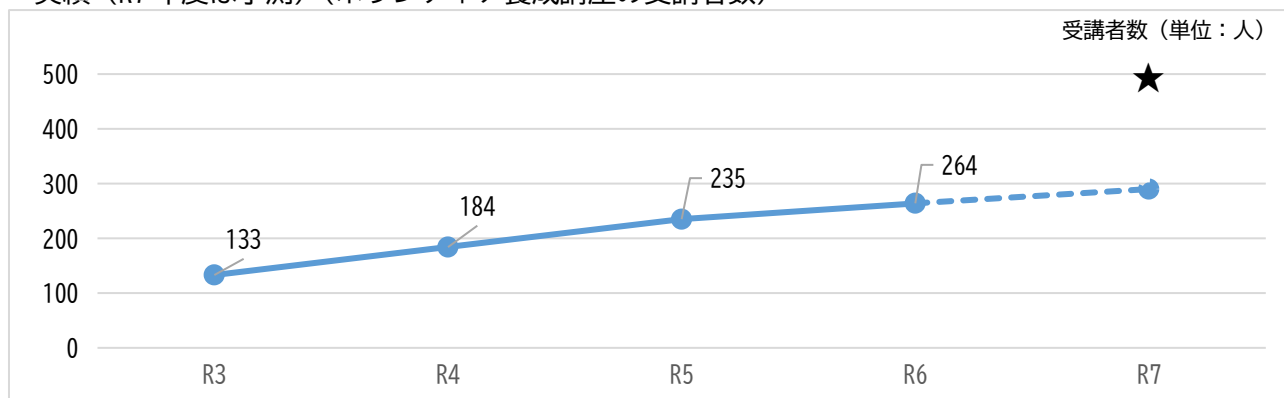
地域を支える質の高い専門職の養成を行いました。

コロナの影響で減少した受講者数は回復基調にありますが、目標値とは大きな乖離が出ました。受講希望者に十分な講座情報が行き届いていないことや、介護の現場では慢性的な人手不足で、日中業務から離れられないといった状況も推察されますが、その対策として、現場のニーズを反映した研修テーマの再検討、設定日時の見直し、メールやSNSを活用した継続的な広報のほか、オンライン講座の拡充やオンデマンド形式研修の構築等による参加機会の拡大を進めていくことが重要と考えています。

◆地域を支えるボランティアの養成

R7 年度目標値：★500 人

・実績（R7 年度は予測）（ボランティア養成講座の受講者数）



取り組みの達成状況及び考察

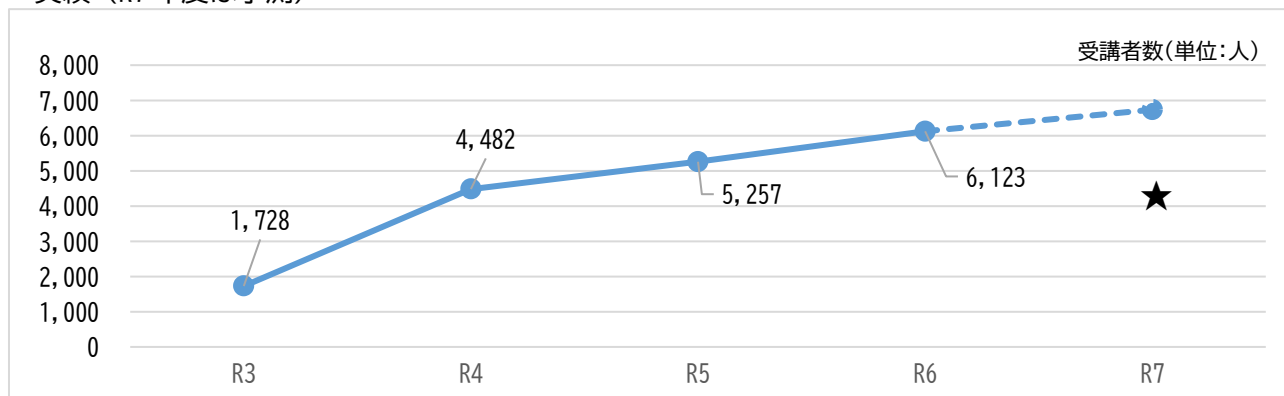
誰もが安心して生き生きと暮らせる地域を支える人材を育成しました。受講者数は目標までの人数には達していません。

特に若年層の参加率は低く対策は重要となりますが、活動未経験の潜在的ボランティアにアプローチできる講座の企画や広報力の強化、年代別のニーズを反映した多様な研修テーマの再検討のほか、修了後の活動イメージの明確化や活動場所の紹介を行う等、全体的な改善が必要と考えています。

◆認知症サポーターの養成人数

R7 年度目標値：★4,200 人

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

認知症の人が地域で安心して暮らせる社会を目指し、認知症について正しく理解し、当事者やその家族を支えるための「認知症サポーター」を育てる講座を行いました。

オンライン受講を可能にし、小学校や企業へ広報を拡大する等年度ごとに様々な工夫を行った結果、受講者数は R4 年度には目標達成することができました。

認知症の人の数は今後も増加することが確実視されており、認知症サポーターの養成を引き続き行っていきます。

◆その他取り組み事項

重点取り組み項目	具体的検討例	実績等
地域とつながり活躍できる人材の育成	地域ニーズを反映させた即戦力となる人材の育成や講座の実施	・生活支援訪問サービス従事者研修の実施 ・傾聴ボランティア入門講座の実施 ・子育て応援ボランティア養成講座の実施
子どもが地域社会へとつながる活動の支援	子どもを地域の一員として育てるための支援	・親子福祉体験講座の実施 ・小中学生の職場体験や学生ボランティアの受け入れ ・認知症キッズサポーター養成講座の実施
認知症への理解を深める活動の支援	地域の支え合い活動の支援と人材の育成	・認知症介護実践研修の実施 ・認知症サポーターステップアップ交流会の開催、キャラバン・メイト フォローアップ研修会の開催

2 地域とつながる福祉の拠点づくり

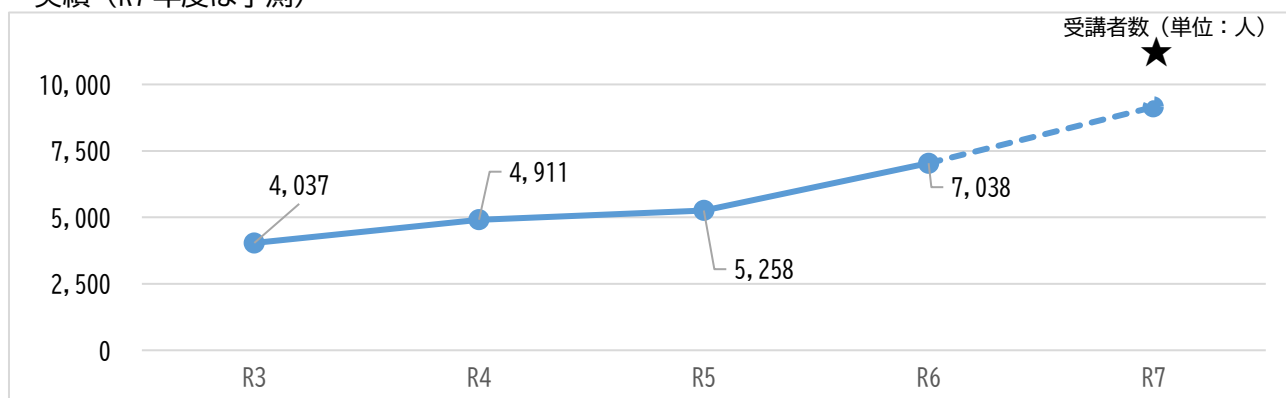
市内5か所のふれあいセンターと岡山市ウェルポートなださきは、高齢者・障害者・子育て世帯などあらゆる人を対象とした講座やイベント等の事業を行う施設として活用されています。誰もが集うことのできる「通いの場」として定着を図り、地域の福祉拠点としての役割をさらに強化・推進しました。

○●設定された目標●○

◆高齢者・障害者の通いの場づくり（高齢者・障害者対象の講座・イベント等参加者数）

R7 年度目標値：★11,000 人

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

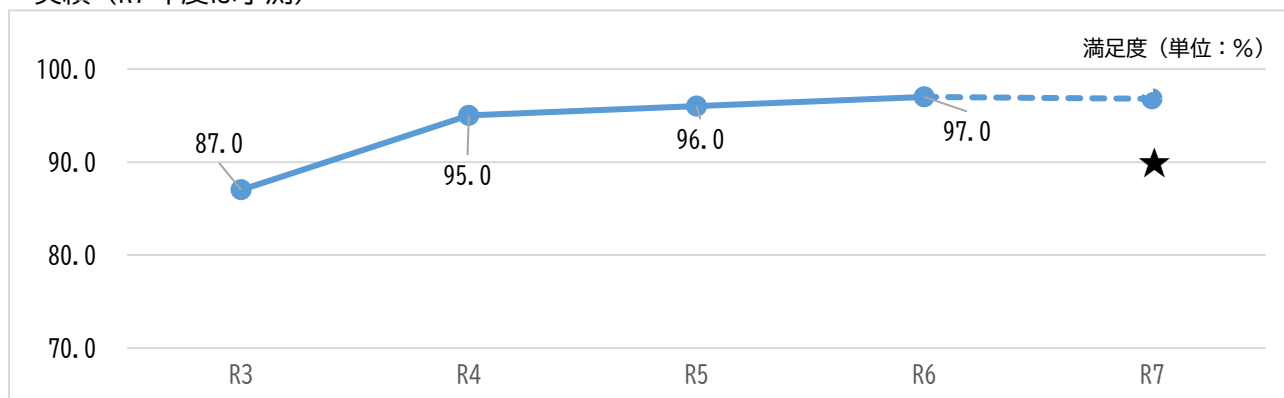
高齢者や障害者の方の生活の質の維持・向上や社会活動の機会として生きがいづくりを目指す「通いの場」を創出しました。

社会情勢の変化のもと、高齢者や障害者の方が、人が集まる場所へ出向くこと自体に感染リスクへの不安が根強く残っていたことや、様々な生活様式の変化によって、通いの場に参加することへの習慣が薄れてしまっていること等が懸念されました。そのような中、講座作品展の実施等によって運営方法を工夫し、参加者のモチベーションに働きかけるような取り組みを行い、当初目標は未達の見込みとなりましたが、上昇基調とすることができました。

◆児童館利用者の満足度

R7 年度目標値：★90%

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

児童館利用者アンケートにより満足度調査を行い、こどもたちが健全に安心して過ごせる居場所の充実を目指しました。

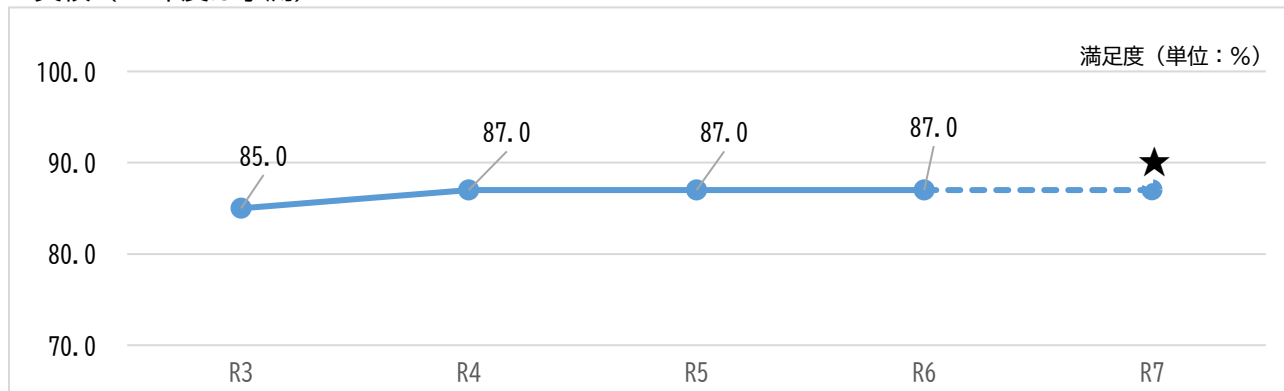
研修による職員の人材育成や、ニーズに対応した各種イベントを行い、サービスの質の向上を図っていること、また、子育て世帯の様々な利用のケースに合わせて環境を設定し対応していること等が高い満足度の維持につながったものです。

近年は、子育てを行う保護者や小中学生等幅広い世代への広報の充実のため、Instagramの活用に取り組む等、広報活動にも改善を加えました。様々な子育て支援団体とのネットワーク構築に努めることで内外のニーズ変化にも柔軟に対応しており、利用者満足度の向上に資するものと考えられます。

◆施設利用者の満足度

R7 年度目標値：★90%

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

施設利用者満足度は、ふれあいセンター等の施設利用者へのモニタリングにより調査を行いました。利用者満足度は低くはないものの、目標は未達の見込みとなりました。満足度をもう1段階上げていくためには、利用者のモニタリングからニーズの検証を行い、具現化していく必要があります。

施設のハード面では老朽化した設備の改修や、誰もが使いやすい施設環境の改善を行いつつ、ソフト面では職員教育を継続して窓口対応力の強化を図りながら、モニタリングによって得られるニーズを把握してサービスに反映させるよう努めます。

◆その他取り組み事項

重点取り組み項目	具体的検討例	実績等
健康増進の拠点づくり	施設を活用した健康維持・増進の場の提供	・各種健康づくり講座の実施 ・アスレチックコーナーの運営 ・あっ晴れ！もも太郎体操 地区別交流会の開催
	他業種との連携による、地域活性型の活動場所の拡大	・フレイル予防講座を開催（介護予防センター） ・サロン交流会（社会福祉協議会）、健康市民おかやま 21（保健センター）等のイベントへの参加
情報の提供やイベント開催等による集いの場づくり	施設を活用した連携事業の開始	・地域の団体と協力したイベントの開催 ・保健センター職員へ子育て講座の講師を依頼 ・オレンジクロスポジェクトの実施

3 地域と取り組む介護予防・健康寿命の延伸

介護予防センター事業では、専門職による運動機能、口腔機能の向上等を取り入れた介護予防教室の実施、地域主体で取り組める「あっ晴れ！もも太郎体操」の普及・啓発やフレイル予防の普及・啓発等を行い、介護予防につながる地域づくりを支援しました。

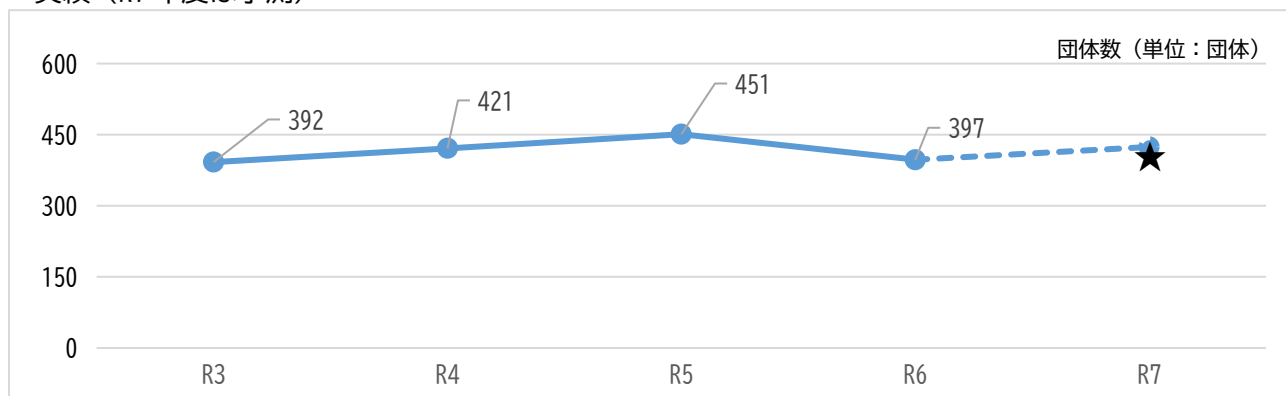
また、ふれあいセンター等においても、高齢者に限らず、運動習慣のきっかけづくりや健康意識の向上のために、市民が気軽に通える初心者向けプログラムの講座や、講演会の実施、運動施設（アスレチックコーナー等）の運営等を行い、市民の健康寿命の延伸に取り組みました。

○●設定された目標●○

◆あっ晴れ！もも太郎体操 実施団体数

R7 年度目標値：★400 団体

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

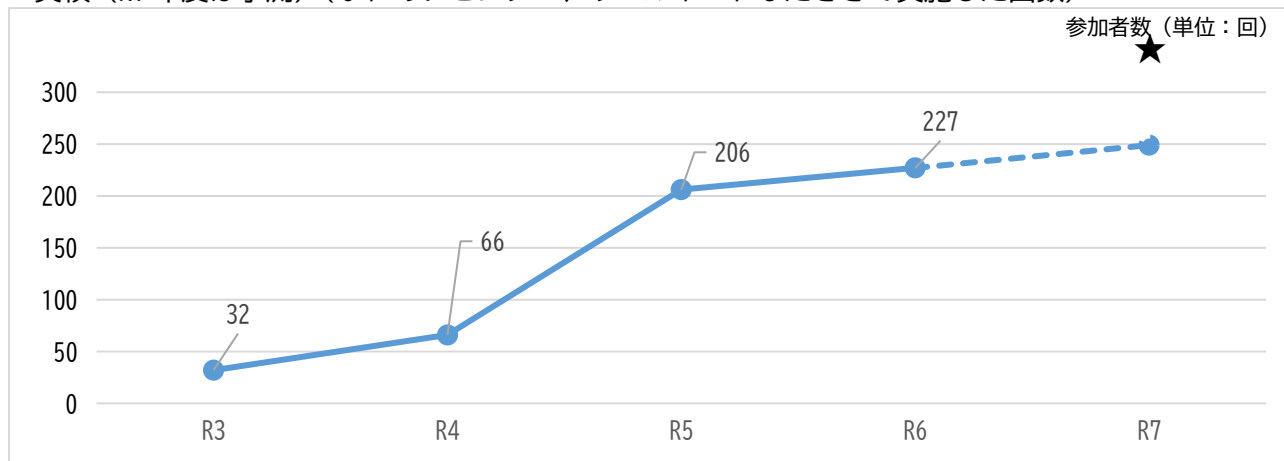
地域住民が介護予防活動を自主的に継続して取り組めるよう、その手段として「あっ晴れ！もも太郎体操」を活用してもらい、心身機能の向上と仲間とともに介護予防活動を通じた通いの場づくりを推進しました。

活動を一時休止している団体にも継続してアプローチを行い、活動再開の支援を行ったほか、重点地区を設定し、関係機関の協力も得ながら新規団体の立ち上げ支援を行いました。近年はクリニック等の医療機関や小規模多機能施設等を会場とする新たな団体も増えつつあり、活動団体数は目標達成する見込みとなりました（R6 年度からは岡山市への報告内容に合わせて完全休止団体数を除外した数値としています）。

◆フレイル対策の普及啓発活動

R7 目標値：★330 回

・実績（R7 年度は予測）（ふれあいセンター、ウェルポートなださきで実施した回数）



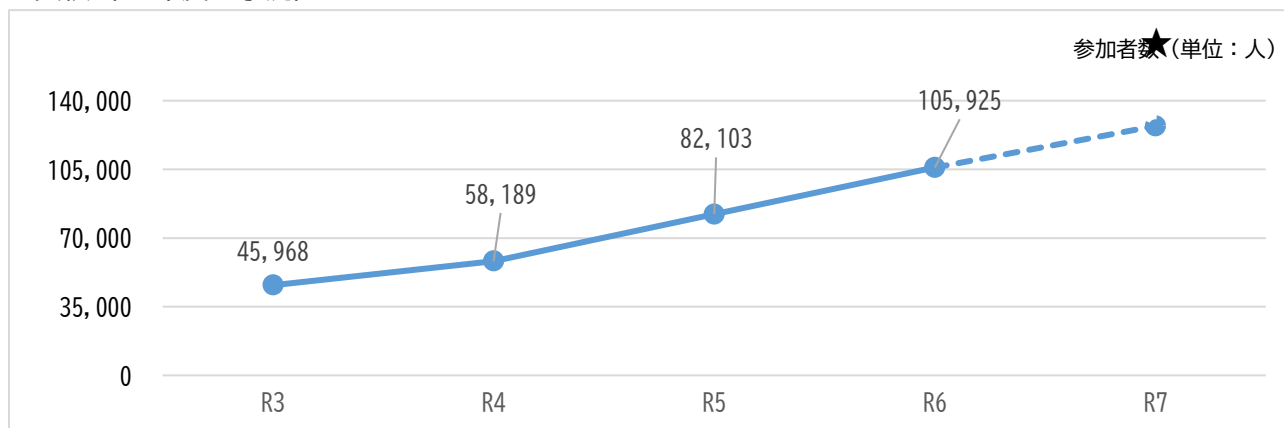
取り組みの達成状況及び考察

通常は地域に出向いて行うフレイル健康チェックやフレイル予防の啓発活動を、ふれあいセンター等の来館者に対しても実施しました。R3 年度は緊急事態宣言による施設利用の制限・イベントの中止が生じ、来館者への普及啓発の機会が減少しました。講座・イベントの再開に伴い、実施回数は増加しましたが、目標回数までには至らない見通しです。

◆介護予防・健康寿命延伸への取り組み（健康づくりや介護予防に関する講座やイベント参加者数）

R7 年度目標値：★145,000 人

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

住民が自分の状態にあった健康維持・増進サービスを継続的に切れ目なく利用できるよう、健康づくりや介護予防に関する講座やイベント等を実施しました。

出先で行う介護予防センターの介護予防教室では順調に参加者数を伸ばしたものの、ふれあいセンター等で行う講座・イベント等においては施設の改修工事等で会場に一部利用制限があったほか、講座・イベント等においても変化した生活様式からの回復に時間を要したことにより、目標参加者数には至らない見通しとなりました。

今後、ニーズの見直しや新たなPR手段を検討し、より多くの方に参加いただけるよう努めます。

◆その他取り組み事項

重点取り組み項目	具体的検討例	実績等
介護予防事業の推進	機能強化による事業の推進	・地域の医療機関へ介護予防について情報提供 ・あっすれ！もも太郎体操の推進 ・介護予防センター職員によるアドバイス訪問の実施
心身の健康意識の醸成	健康づくり講座において、効果の分析・検証のためのアンケートやデータの収集	・講座アンケートの収集 ・運動系講座で筋力測定を実施した効果の検証 ・フレイル健康チェックのデータの収集
	市民の健康づくり支援を目的とした財団組織連携会議の実施	・講座の企画を検討する作業部会の実施 ・健康市民おかやま 21 地域推進委員会の参加 ・児童館と連携し、あっすれ！もも太郎体操サポーター派遣

2

専門性を生かした福祉サービスを推進する

財団設立から現在に至るまで、高齢者・障害者・こども等への総合的な支援を行っていますが、時代の経過に伴うニーズの多様化・複雑化や制度改正等に対しても、適切かつ柔軟に対応していかなければなりません。

今後も、これまで実施してきた事業の内容を精査しつつ、継続して実施することに加え、財団は「新たなサービスの開発、提供」という役割も担っているため、蓄積されたノウハウ等を活用しながら、各機関の機能を十分に発揮し事業を推進しました。

1 福祉のコンシェルジュ機能の強化

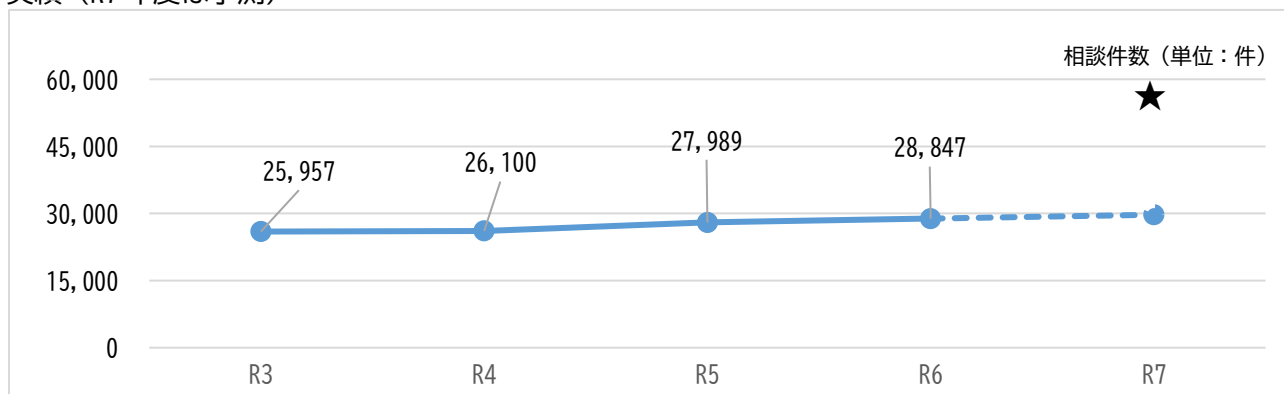
財団は、高齢者・障害者・こどもをはじめ、あらゆる人に専門的な福祉サービスを提供する、他には類のない機関です。その特性を生かし、福祉に精通したコンシェルジュとして、個人や世帯が抱える複雑・複合課題に対しても、制度・対象者の枠にとらわれず適切なサービスが受けられるよう、相談窓口の機能の充実に取り組みました。

○●設定された目標●○

◆ふれあいセンター等での相談件数（地域包括支援センター 総合相談支援）

R7 年度目標値：★59,000 件

・実績（R7 年度は予測）



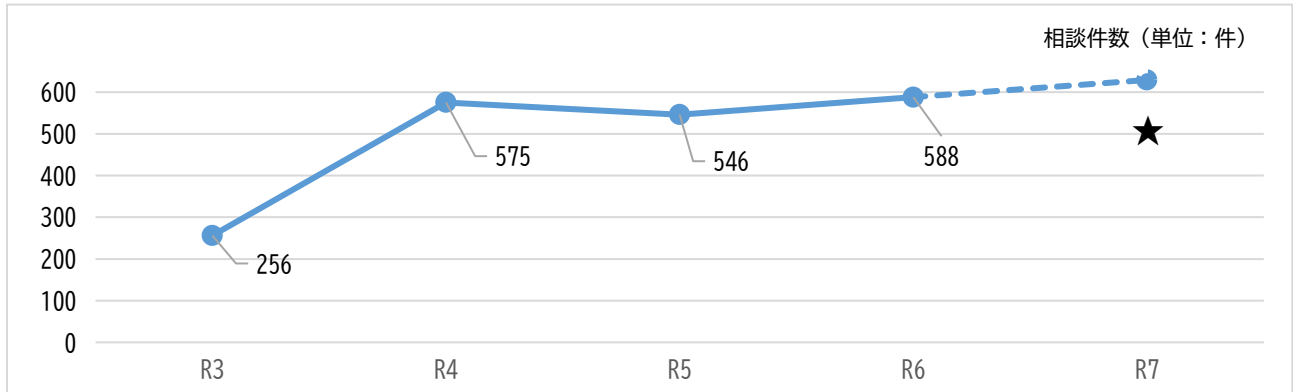
取り組みの達成状況及び考察

住み慣れた地域で安心して高齢者等が生活を送ることができるよう、必要な支援を把握し、地域の適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等総合相談支援を行いました。
市の高齢者人口が増えているため、相対的にその相談件数は増えており、積極的に地域に出向き、自治会等の地域の各種団体や医療・介護関係機関とのネットワーク強化を図りながら、総合相談支援事業についての周知活動を行いました。相談件数としては目標に至らない見通しとなりました。

◆ふれあいセンター等での相談件数（介護相談支援センター）

R7 年度目標値：★500 件

・実績（R7 年度は予測）

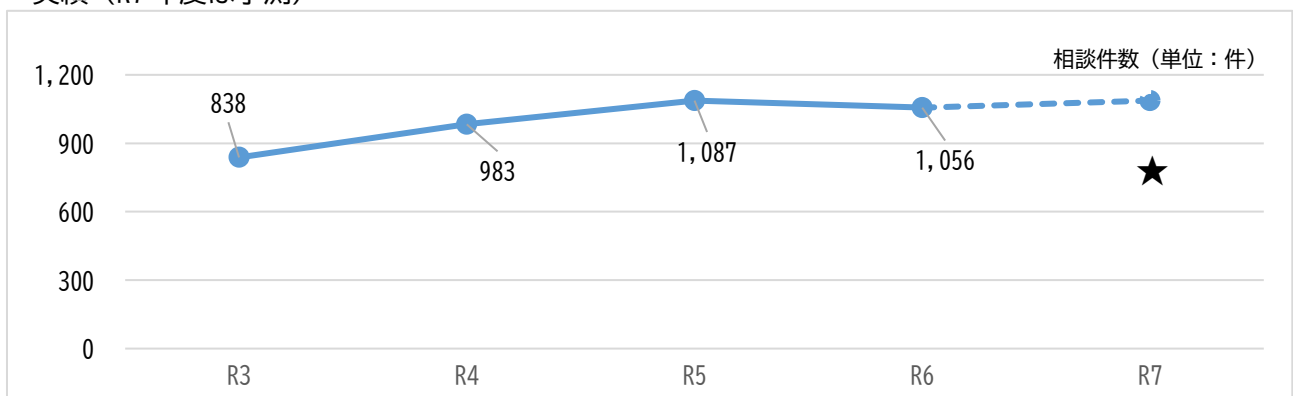


取り組みの達成状況及び考察

支援が困難なケースにも対応できる事業所として、介護や支援を必要としている高齢者に対し公正な視点でサービス計画を作成し、サービス提供機関との連絡・調整の強化を図りながら、より質の高い支援を行いました。
定期的に市内や近隣市の医療機関の地域連携室を訪問して連携強化を図ったことにより、相談件数は増加し、R4 年度以降は目標達成しました。

◆ふれあいセンター等での相談件数（児童館 地域子育て支援拠点事業） R7 年度目標値：★800 件

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

子育て中の親子が気軽に集い相互に交流できる場を児童館において提供し、子育てに関する不安や悩みの相談援助を行いました。保護者からの相談件数は年間 1,000 件を超え、目標値を達成しています。
日頃のイベントや遊びの場を通じて児童館職員と親子との間に信頼関係を築き、保護者が安心して相談できる環境を整えており、また、児童館で行う子育て講座は、歯科衛生士や管理栄養士等専門家にも直接相談できる機会として保護者の不安を軽減する手段となりました。

◆その他取り組み事項

重点取り組み項目	具体的検討例	実績等
福祉サービスの総合相談窓口の機能強化	「ふれあいセンター・ウェルポートなださき」における総合案内機能・情報提供機能の強化	・福祉コンシェルジュ研修の実施 ・勉強会（館内表示やチラシ作成等）の実施
効果的・魅力的な情報発信	SNSやホームページを活用した効果的な広報活動の実施	・財団 Instagram や Facebook での広報 ・ホームページへの掲載 ・YouTube や岡山市 LINE セグメント配信等
災害時の被災者支援	災害時の被災者支援	・福祉避難所及び避難場所の開設時の管理運営及び必要物資の保管 ・福祉避難所研修へ参加 ・要援護者の把握 ・近隣施設の避難訓練の際、避難訓練場所として協力

2 地域を支える福祉サービスの提供・開発及び調査・研究

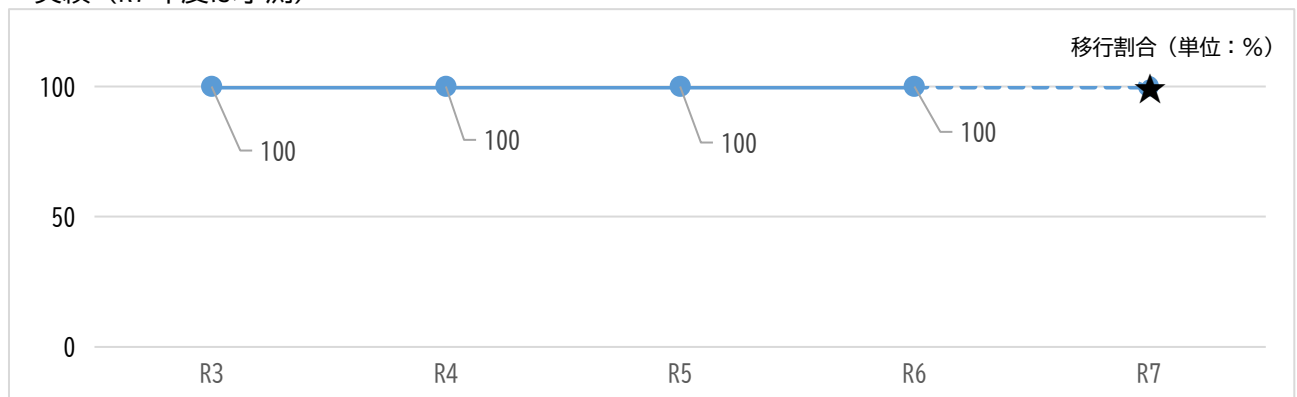
地域資源を有効に活用・活性化し、これまで築いてきた多様なネットワークを生かして事業を展開することで、地域に密着した福祉サービスの提供に努めました。また、地域のニーズに応じて、よりきめ細かく専門性の高い新たなサービスの提供に向けて、調査・研究にも取り組みました。

○●設定された目標●○

◆共生型デイサービスへの移行

R7 年度目標値：★100%

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

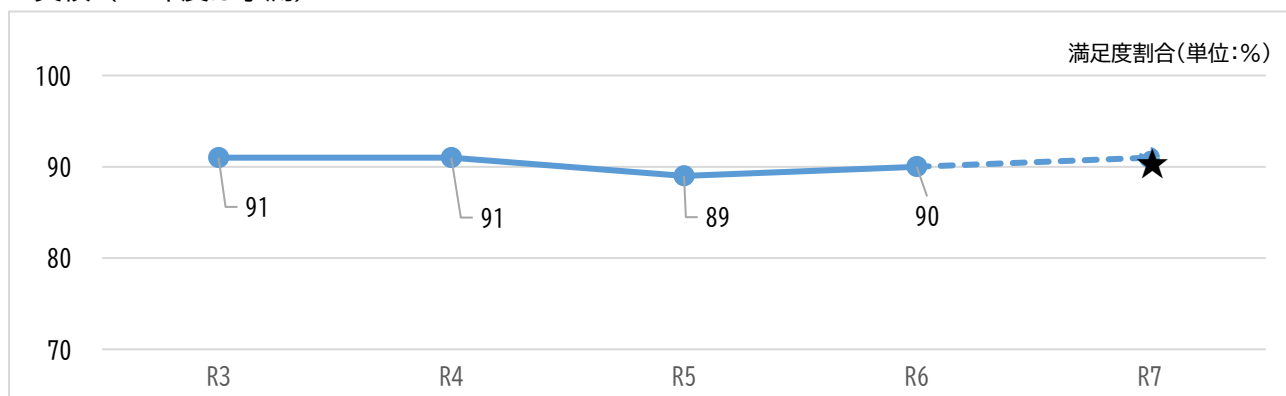
障害者の方が65歳になり介護保険の適用に変更されても、通いなれたデイサービスをそのまま利用し続けることができるように、同時一体的にサービスを提供する共生型デイサービスへ移行を進めました。

早期に体制づくりを進めたことで R3 年度までにすべての事業所が共生型デイサービスへの移行を完了しました。

◆介護保険サービスや障害福祉サービスの利用者満足度

R7 年度目標値：★90%

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

多様化する利用者ニーズを的確に把握し柔軟に対応するために、職員の接遇や提供サービスに対する満足度や改善点等について、利用者の声を幅広くアンケート調査しています。

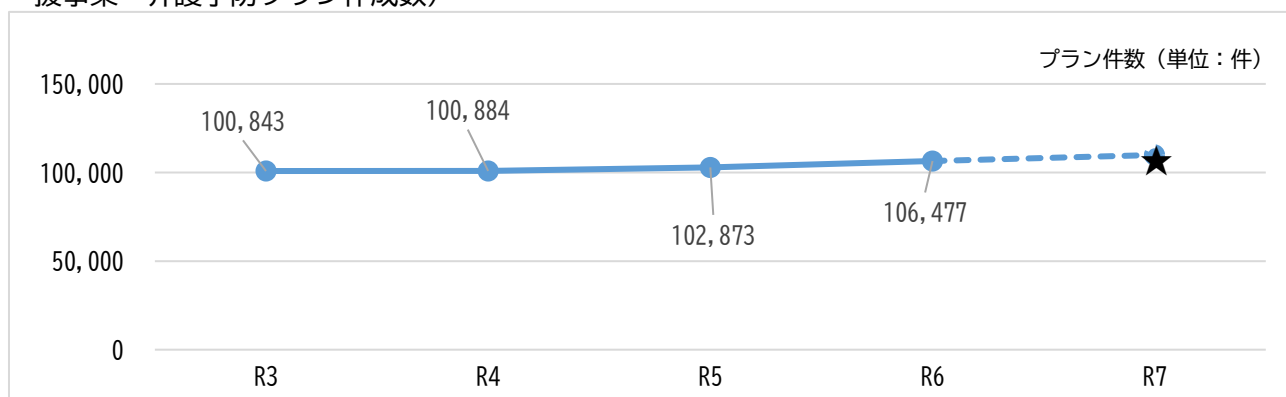
サービス満足度に関しては、「居宅介護事業所」や「訪問介護事業所」で特に高い評価をいただいており、全体としても概ね 90%の満足度で推移することができました。

アンケート結果の詳細な分析を行うとともに、職員の人材育成にも力を入れ、サービスの質のさらなる向上を目指してまいります。

◆介護プラン作成数

R7 年度目標値：★103,000 件

・実績（R7 年度は予測）（ケアマネジメント事業・介護プラン及び介護予防プラン作成数、地域包括支援事業・介護予防プラン作成数）



取り組みの達成状況及び考察

要支援者・要介護者の方々に対しては、心身の状態に応じて、本人の意思を尊重しながら、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう支援を行いました。

介護プラン数については、岡山市の高齢者人口の増加とともに、緩やかに増え、プラン件数としては R6 年度に目標達成しました。

◆その他取り組み事項

重点取り組み項目	具体的検討例	実績等
「地域包括ケアシステム」の推進	多様な主体との連携を生かした「地域包括ケアシステム」の推進	・多職種連携会議への出席 ・小地域ケア会議への出席 ・地域ケア個別会議の開催
「地域共生社会」の実現に向けた地域での支え合い活動の推進	地域での支え合い活動の推進	・安全・安心ネットワーク講座の開催 ・子育て応援スタッフ養成講座の実施 ・地域づくり会議への出席
公益法人としての事業の推進	在宅福祉サービス従事者の養成	・介護職員初任者研修の実施 ・生活支援訪問サービス従事者研修の実施 ・福祉用具専門員指定講習会の実施

3 組織の実行力を高める

医療・福祉の専門職集団として質の高い地域福祉サービスを提供するために、組織の実行力を高める取り組みを行いました。

職員が生き生きと働くことができる環境整備に努めながら、効率的な組織体制を構築し、職員全員が同じ目的・目標を持ち一丸となって市民福祉の向上に取り組める組織風土を築きました。

1 効率的な組織体制の構築

福祉サービスを提供する組織として適正な体制の構築と人員配置を行い、多様化する業務に弾力的に対応できる組織運営を行いました。さらに、採用活動においては、教育機関等との連携強化や広報手段の見直し等、組織全体を挙げて尽力しました。

働き方改革の推進を行う上では、仕事の効率化を図る勤怠管理システムの導入や時間外労働の削減、育児休業や年次休暇の取得促進等を実施しました。職員が安心して業務に従事できる職場環境を整えるため、カスタマーハラスメント対策として、マニュアルや啓発ポスターの作成等を行いました。

また、事業継続計画の概要を策定し、具体的な運用や詳細な取り決めについて事業ごとの検討や策定に取り組みました。

2 健全な経営の推進

公益目的事業を継続して実施するため、収支均衡が維持できるよう努めました。令和7年度の公益法人制度改革により、資金の活用幅が広がり、将来の公益目的事業への投資がしやすくなったため、公益充実資金の活用等を図りました。職員一人ひとりにおいても、予算執行管理・契約等の知識を習得することで経営の透明性の保持と効率化や意識付けを行い、組織力の底上げを図りました。

また、適切な予算の管理・執行のため、契約事務処理規則や会計処理規則の策定を行いました。

3 地域福祉を担う職員の育成

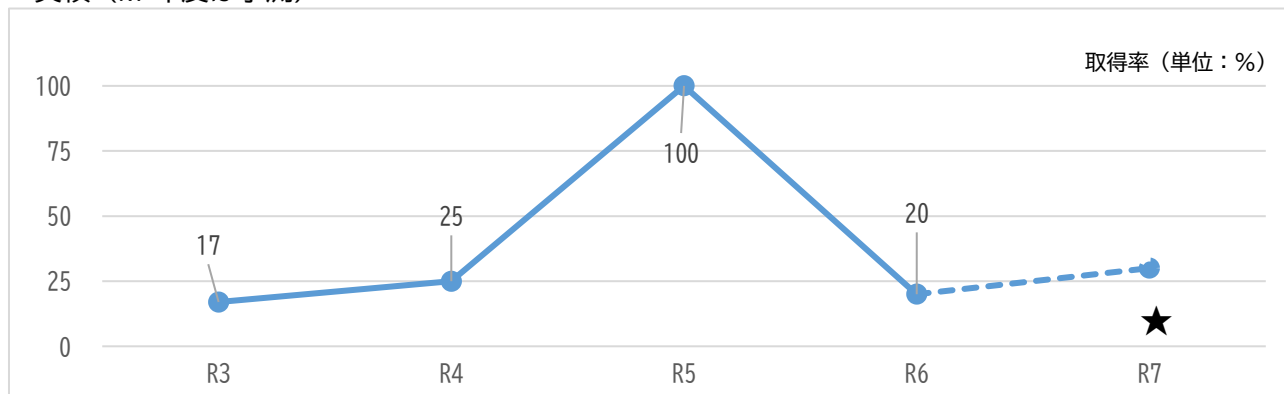
職員の人材育成のため、階層別研修や職種別研修を実施したほか、専門職は学会に参加し知見を広げる等、地域福祉を担う職員の資質向上を図りました。また、メンタルヘルス、コンプライアンス遵守やカスタマーハラスメント対策といった、職員が抱える課題に応じた研修を実施し、職員自身の課題解決を目指しました。

○●設定された目標●○

◆育児休業の取得率（男性）

R7 年度目標値：★10%

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

働き方改革の一環として、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男性職員に対する育児休業の取得を積極的に促進しました。

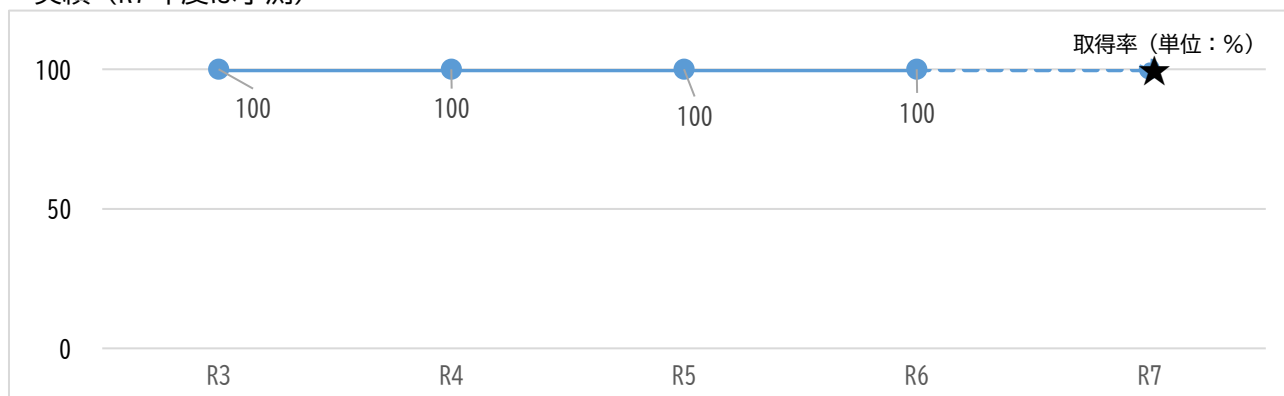
R5 年度は対象者が1名だったため取得率はおのずと100%になりましたが、例年では概ね2割程度の取得率を維持しており、育児休業取得に関する目標は順調に達成できる見通しです（R3～R6の対象者計17人に対し4人が取得しました）。

収入面等の理由から当事者自身が育休取得に消極的である現状もありましたが、時代とともに男性職員にも育児休業取得の機運は高まりつつあります。今後は、仕事と育児の両立に関する制度の周知や、男性も育休を取得しやすい職場環境の整備等を行っていく必要があります。

◆育児休業の取得率（女性）

R7 年度目標値：★100%

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

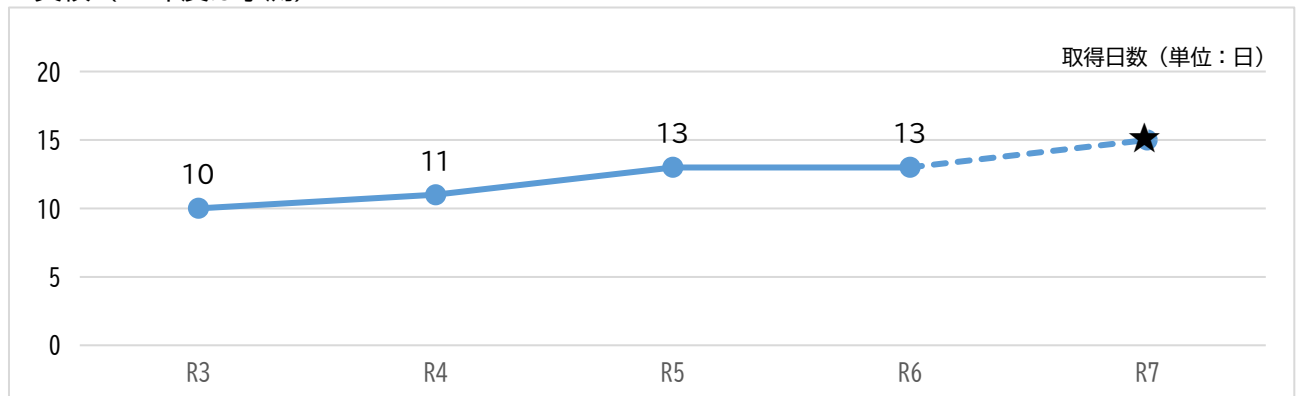
女性職員が多い職場であることから、産休・育休に対する理解が職場全体に浸透しており、パートタイム職員にも制度が適用される等、組織的な支援体制が整っています。その結果、育児休業の取得率は100%を維持しました。

さらにR6年度には、「おかやま子育て応援宣言企業」の中でも、特に子育て支援に積極的な取り組みを行う「アドバンス企業」として認定されました。今後も、職員一人ひとりが安心して働き続けられる環境づくりを推進し、子育てと仕事の両立を支援してまいります。

◆年次休暇の取得日数

R7 年度目標値：★15 日

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

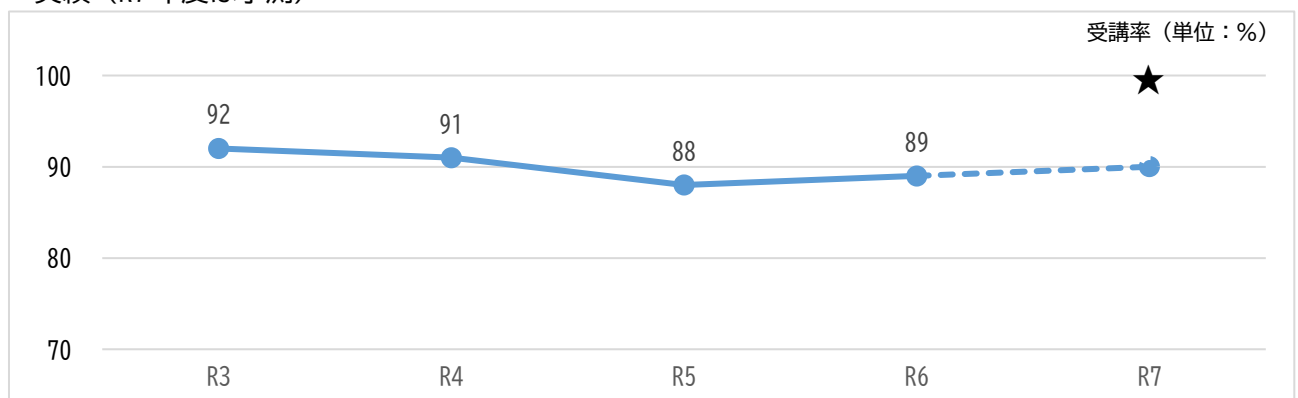
働き方改革の推進により、効率的な組織運営と職員が働きやすい環境づくりを目指し、年次休暇の取得を促進しました。

ローテーション勤務の部署では、休暇取得の調整が必要な場合もありますが、取得日数は少しずつ増加傾向にあり着実に改善が進んでいることから、目標達成に向け、様々な対策を検討していきます。

◆職員研修の受講（階層別研修 受講率）

R7 年度目標値：★100%

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

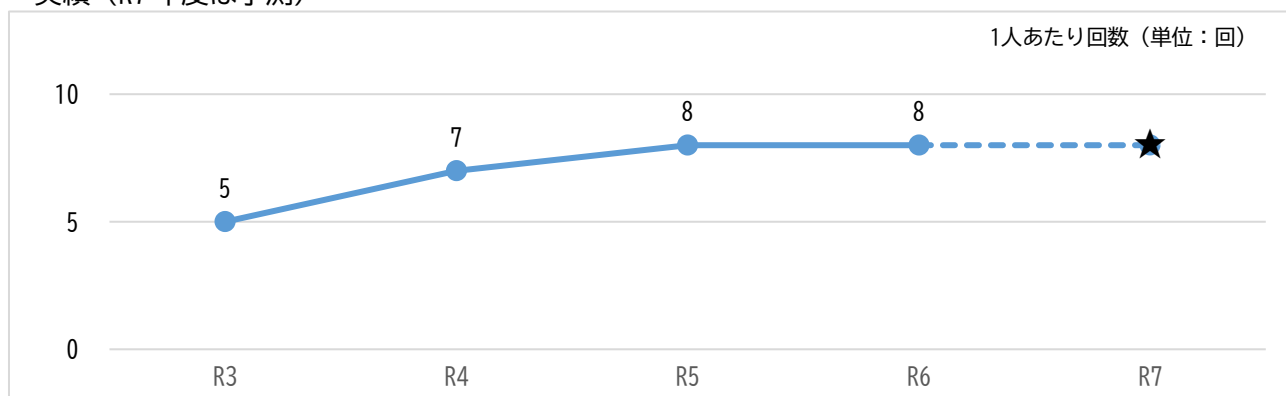
職員一人ひとりがそれぞれの役割を認識し、組織全体の力を高めるための階層別研修を毎年実施しました。約 90%の受講率を推移していますが、業務都合によりやむを得ず出席できない職員は、毎年一定数いました。

欠席者への対応として個別フォローは実現が難しいため、できるだけ決まった日時に出席できるよう、受講者本人と周囲への周知を図る必要があります。

◆職員研修の受講（福祉・医療等専門職のスキルアップ研修 受講回数）

R7 年度目標値：★8 回

・実績（R7 年度は予測）



取り組みの達成状況及び考察

知識・技術の向上によりサービス力を強化し、市民福祉の向上に資することができる職員を養成するため、職員研修を実施するとともに受講勸奨を行いました。
専門職自身が研修の企画を行うこと等もあり、充実した取り組みが行われました。

◆その他取り組み事項

重点取り組み項目	具体的検討例	実績等
効果的・効率的な組織体制の検討	採用活動の強化	・メディア出演やSNSの活用 ・学生向けには学校訪問や個別の就職相談会 ・児童クラブとの交流会やインターンシップ
緊急時における事業継続の視点	事業継続計画の策定	・全事業で事業継続計画を策定
財団職員の人材育成の推進	内部研修の継続実施と拡充・強化	・全職員対象の研修の実施（人権研修等） ・課題に応じた研修の実施（パワーハラスメント等） ・人材育成ガイドラインの作成及び研修の実行（地域包括支援センター）

IV

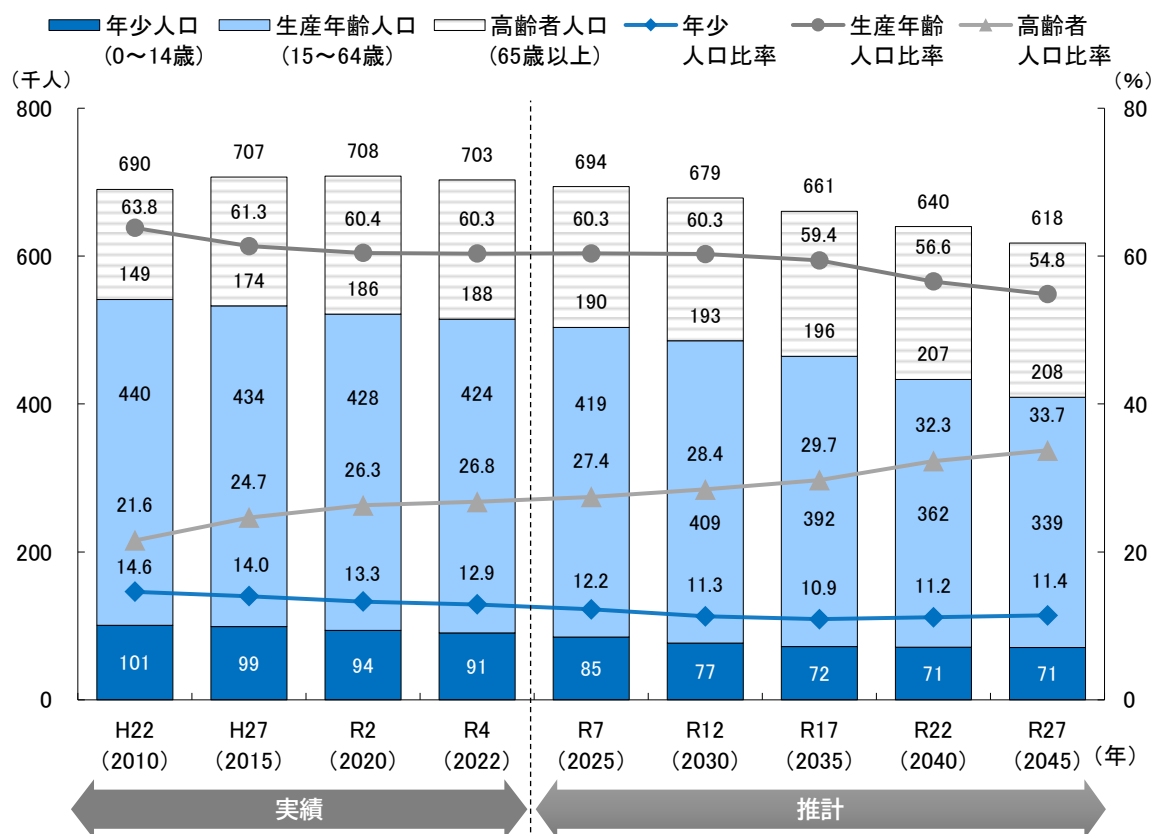
財団を取り巻く現状と課題

1 社会情勢（背景）

日本の総人口（令和 7 年 3 月 1 日時点）は、1 億 2,342 万人で、平成 22 年の 1 億 2,806 万人をピークに減少しています。国の推計によると、令和 27 年には、総人口は 1 億 912 万人、生産年齢人口※1は 5,978 万人、年少人口※2は 1,122 万人に減少する一方、高齢者人口※3は 3,812 万人に達し、高齢化率も 35%まで増加すると見込まれています。

岡山市統計月報（令和 7 年 7 月 1 日時点）では、岡山市の総人口は 71 万人になりましたが、令和 27 年には 61.8 万人になると予測されています。人口構成についても、生産年齢人口は 33.9 万人、年少人口は 7.1 万人にいずれも減少する一方で、高齢者人口は岡山市の人口の 33.7%を占める 20.8 万人まで増加し、国と似た傾向で変化することが見込まれています。

【住民基本台帳に基づく岡山市の総人口の動向と長期的な推計人口】



出典: 令和4年(2022年)までは住民基本台帳人口、令和7年(2025年)以降は岡山市独自推計

※四捨五入の関係で総数が一致しない場合があります(以下の各データも同様)

「岡山市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）（令和6年3月）」より

※1 生産年齢人口：労働意欲の有無にかかわらず日本国内で労働に従事できる15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。

※2 年少人口：0歳から14歳以下の人口。

※3 高齢者人口：65歳以上の人口。

令和 6 年度の介護保険制度改正は、このような急速な高齢化と介護ニーズの爆発的増加を背景に、制度の持続可能性とサービスの質向上を両立させるための大規模な見直しとなりました。高齢者人口の急増に伴い介護サービスの需要は急拡大し、国は財源確保と制度の安定運用を喫緊の課題としています。とりわけ介護職の慢性的な人材不足は深刻な問題ですが、今回の介護報酬改定では処遇改善の優先度を高くする等、人材確保に向けての動きを見ることができました。しかし、訪問介護サービスにおいては基本報酬単位がマイナスとなる等、他の民間事業者と同様に、財団の経営上においても非常に厳しい局面がありました。

令和 9 年度の介護保険制度改正に向けて、「骨太の方針 2025」※¹においては、さらなる処遇改善の強化と検証、質の高いケアマネジメントの実現、安定的・効率的なサービス提供体制の確保等が方向性として示されました。また、中山間地域・都市部等の地域類型に応じた政策設計や、地域医療構想との連携が強化されること等を踏まえると、地域包括ケアシステム※²は、これまで以上に深化することが想定されます。

また、地域共生社会については、複雑化・複合化した課題に対応するため、縦割りの制度を超えた包括的な支援体制の構築が強く打ち出される等、よりきめ細やかな支援が求められています。

このように、組織の経営上は予断を許さない状況が続きますが、公益法人である財団の基本理念は市民福祉の向上であり、地域共生社会の実現に向けて尽力することは、財団の本質的な使命と言えます。

あらゆる世代を対象に多様な公益目的事業を行う財団の役割は、地域や住民の課題や状況把握に専門的な視点をもって寄り添い続けることであり、これからの地域共生社会のあり方を形作る機能の一部として取り組む必要があります。

2 岡山市の取り組み

令和 7 年 8 月 1 日現在、岡山市では「時代の変化や市民ニーズを的確に捉え、多様化・複雑化するさまざまな課題に適切に対応し、岡山市がめざす理想のまちの姿を実現するため、市民をはじめ多様な主体との協働のもと、まちの将来像を共有し、諸課題の解決に向けて、ともに考え、行動するための羅針盤」として、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間とする新たな総合計画「岡山市第七次総合計画」※³の策定作業が進められており、令和 7 年 8 月の基本政策審議会において前期中期計画の政策体系や各政策分野の主な方向性等が審議されました。

また、令和 7 年度までの「岡山市第六次総合計画」※⁴を上位計画に位置付けた「岡山市地域共生

※1 骨太の方針 2025：正式名称は「経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（骨太方針 2025）。政府の重要課題や、年末の予算編成の方向性を示すもの。

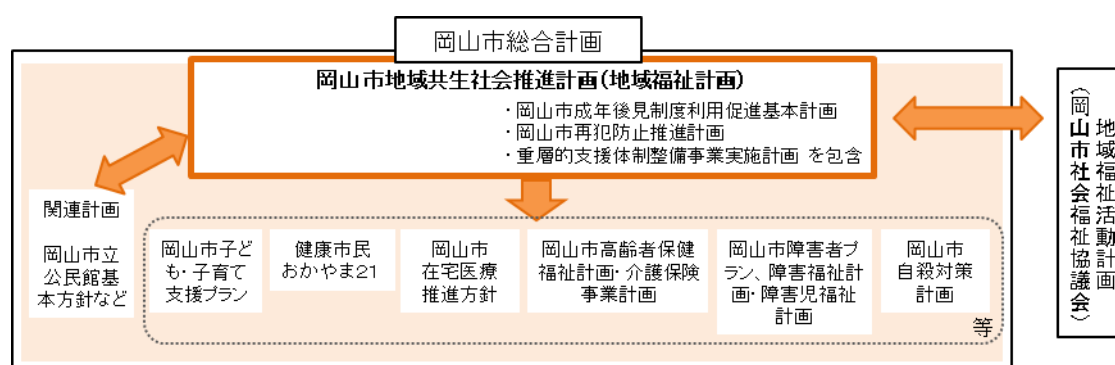
※2 地域包括ケアシステム：地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、重度な要介護状態でも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようにする体制のこと。

※3 岡山市第七次総合計画：岡山市の目指す「将来都市像」とそれを実現するための「まちづくりの基本的な視点」を定めることを目的とする、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を期間とする岡山市の長期構想（令和 8 年 3 月策定予定）。前期中期計画（令和 8 年度から令和 12 年度まで）、後期中期計画（令和 13 年度から令和 17 年度まで）で構成される。

※4 岡山市第六次総合計画：岡山市の「将来都市像」を定め、「都市づくりの基本目標」と、その実現に向けた「都市づくりの基本方向」を明らかにした、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を期間とする長期構想と中長期的なまちづくりの指針。

社会推進計画」「岡山市こども計画」※1、保健・医療・福祉の各分野の計画である「健康市民おかやま 21」※2「岡山市在宅医療推進方針」※3「岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」※4「岡山市障害者プラン、岡山市障害福祉計画・岡山市障害児福祉計画」※5「岡山市自殺対策計画」※6等は、今後必要に応じて改訂され、第七次総合計画との整合性を確保した上で施策が実施されることとなります（「岡山市子ども・子育て支援プラン」は改訂時に「岡山市こども計画」として一体的に策定され、令和 7 年 4 月以降は岡山市地域共生社会推進計画の下位計画の位置付けではなくなりました）。

なお、岡山市地域共生社会推進計画は、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最初から最期まで続けることができ、地域で生きがいをもって暮らし、地域で共に支え合う地域共生社会を推進」というこれまでの方向性を踏襲しつつ、新たな地域課題を解決するための取り組み等を示す第 2 次改訂版（令和 6 年 3 月）が策定されており、岡山市の医療・福祉関連の計画や施策の基本的な指針として、分野横断的な取り組みの強化が図られています。



「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）第 2 次改訂版（令和 6 年 3 月）」より

- ※1 岡山市こども計画：こども基本法第 10 条第 2 項に基づく岡山市のこども・子育て支援に関する総合的な計画であり、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」の改定に合わせて一体的に策定されたもの。
- ※2 健康市民おかやま 21：健康増進法に基づき、市民の健康増進の総合的な推進を図るための方向性や目標を定めた計画。市民、企業、専門団体、地区組織、健康ボランティア、公民館、学校園等との連携による健康づくりを推進している。
- ※3 岡山市在宅医療推進方針：すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、保健・医療・福祉分野の連携を強化するとともに、安心を支える最適な地域医療システムを構築し、予防、診療から介護まで切れ目のないサービスを受けられる仕組みづくりについて今後の施策・事業展開の方向性を定めたもの。
- ※4 岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画：岡山市が目指す「住み慣れた地域で安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」の実現に向けた高齢者福祉施策の個別計画。高齢者に関する保健福祉施策を総合的・体系的に展開し、岡山市の地域包括ケアシステムを深化・発展させるとともに、地域共生の社会づくりを推進する。
- ※5 岡山市障害者プラン、岡山市障害福祉計画・岡山市障害児福祉計画：国の障害者計画と岡山県の障害者計画を基本とし、岡山市の状況を踏まえ、障害者施策のうちでも特に身近で重要なサービスである障害福祉サービス、児童福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について等、障害者施策全般を総合的に推進するための岡山市の計画。
- ※6 岡山市自殺対策計画：すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、関係機関と協働しながら包括的な支援を推進するための行動計画。

3 財団の取り組み

財団における公益目的事業^{※1}は、「福祉・健康・生涯学習推進事業」、「児童福祉推進事業」、「地域包括支援事業」、「高齢者・障害者福祉推進事業」、「施設管理運営事業」の5つで構成されており、世代や障害の有無等を問わず、岡山市民の福祉の向上のために事業を実施してきました。

① 福祉・健康・生涯学習推進事業

ニーズに即した各種講座やイベント等の開催を通して、福祉専門職やボランティア、地域活動の担い手の育成を図るとともに、健康寿命の延伸につながる心とからだの健康づくりの支援、子育て世代や社会的弱者に対する福祉支援等に積極的に取り組み、岡山市民の福祉の向上と健康増進を推進しています。

前計画期間中の主な取り組み

- 福祉人材養成事業では、受講者の多様なニーズに対応するため、講座カリキュラムの再検討を行うとともに、一部の講座においてオンライン講座を開始し、より参加しやすく内容の充実した講座の提供に努めました。
- 令和7年度から講座受講料のキャッシュレス決済を取り入れ、よりスムーズな手続き環境を整備することで、利用者の利便性向上を図りました。
- ふれあいセンターのトレーニングジム（アスレチックコーナー^{※2}）では、講座受講生や介護予防センターの各種イベント等で無料体験チケットを配布し、新たな利用者層の開拓に努めました。
- 令和7年度には講座受講料とアスレチックコーナー利用料の約30年ぶりの改定（消費税税率改定時を除く）を行いました。これまで以上に魅力ある事業を推進するとともに、市民にその魅力が届くよう情報発信も進めていきます。

② 児童福祉推進事業

（1） 児童館管理運営事業

児童館では、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し、情操をゆたかにすることを目的として支援をしています。なかでも幼児の会等の子育て支援の取り組みが、「乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開

※1 公益目的事業：学術、技芸、慈善など公益に関する事業で、不特定かつ多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とした活動をいう。

※2 アスレチックコーナー：ふれあいセンター内にある高校生以上を対象としたトレーニングジムで、有酸素運動やウエイトトレーニング機器を備え、専門指導員による運動相談も行っている。また、ウェルポートなださきにはフィットネスルームが設置されている。（31ページ解説欄に再掲）

設し、子育ての相談、情報の提供、助言その他援助を行うこと」を目的とした「地域子育て支援拠点事業」と認められ、各ふれあい児童館で事業を実施しています。

前計画期間中の主な取り組み

- 乳幼児親子への支援を充実させるため、父親の育児参加が広がる社会背景等を踏まえた、家族参加型イベントを開催し、子育て家庭のニーズに対応しました。
- Instagramの公式アカウントを開設し、子育て家庭や小中高校生世代向けに最新の活動やイベントの情報発信を行い、施設の利用促進に取り組みました。
- 「児童が安全に安心して過ごせる遊びの拠点・居場所となるような環境づくり」を目指して、安全計画の策定や職員研修等を実施し、職場全体の安全意識と対応力の向上を図りました。
- 地域の放課後児童クラブ等で出前児童館※1を実施し、遊びや工作等の体験を通して、児童の創造性を豊かにするとともに、児童館の情報発信を行い、地域との連携を深めました。

(2) 岡山市放課後児童クラブ管理運営事業

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に、岡山市立放課後児童クラブの運営を行います。

前計画期間中の主な取り組み

- 令和2年度より、岡山市立放課後児童クラブ運営業務の受託を開始し、当初22クラブだった市立児童クラブは令和7年度現在67クラブとなりました。クラブ数・在籍児童数の増加に伴い発生する様々な課題に、創意工夫をもって取り組みました。
- 岡山市の重点課題である待機児童ゼロを目指し、放課後児童支援員等の人材確保の強化に取り組みました。専用WEBサイトの作成やSNSの活用、職場見学・体験会の開催や大学への訪問活動等、多岐に渡る方法で、職の魅力を伝えつつ求人活動を行いました。
- クラブの運営強化を図り、クラブ運営のための課題を職員が自ら提起し、解決策を考え、実践できるよう課題解決チームを立ち上げ、運営力の向上につなげました。また、職員の資質向上のため、研修内容を充実させ、回数を増加させました。

※1 出前児童館：児童館や児童センターが地域の集会所や学校などに出向き、遊びや交流の場を提供する取り組みで、子育て支援や地域とのつながりを深めることを目的としている。

③ 地域包括支援事業

地域包括支援センターの運営を通じて、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行うとともに、高齢者の総合相談窓口として、様々な相談への対応を行っています。また、認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するための支援体制の構築を図り、地域で支えるまちづくりを支援しています。

前計画期間中の主な取り組み

- 複雑な課題を抱えている人やその家族を支援するため、様々な機関と話し合いの場を持ち、足並みを揃えた支援を行えるようにしました。
- ワーキングチームを立ち上げ、質の高い高齢者支援と共生の地域づくりを実現するため、専門能力を獲得していく道筋や専門的スキルの習熟度を定めた人材育成ガイドラインを作成しました。
- 包括的な相談支援体制の構築では、地域へ積極的に向かうことによるネットワーク強化と広報活動による市民への周知を図ることで、相談人数の増加につながりました。
- 認知症の人やその家族への支援では、チームオレンジ※1の立ち上げと活動を支援し、SNS やイベント等で前向きなイメージの普及啓発を充実させ、機運の醸成を図りました。

④ 高齢者・障害者福祉推進事業

(1) 介護予防センター事業

介護予防センターの運営を通じて、高齢者をその状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりによる参加者や住民運営の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを目指します。そして、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすため、介護予防の普及啓発やフレイル予防※2を推進します。また、職員のリハビリテーション等の専門性を生かした、自立支援のための取り組みを進めています。



あっすれ！もも太郎体操（体操の様子）

※1 チームオレンジ：認知症の人やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターなど地域の支援者をつなぎ、地域で支え合う仕組みを構築する取り組みで、地域包括支援センターが中心となって推進している。

※2 フレイル予防：加齢に伴う心身の虚弱（フレイル）状態に陥らないよう、運動・栄養・社会参加などを通じて健康寿命の延伸を図る取り組みのこと。

前計画期間中の主な取り組み

- 地域住民がより身近な場所で自主的に介護予防活動に取り組むことができるよう「あっすれ！もも太郎体操^{※1}」活動団体の立ち上げと活動継続支援を行いました。各福祉区で設定した重点地区に対しては、地域の実情に応じた効果的なアプローチ方法を検討しました。また、一時休止となった団体へは切れ目のない再開支援を行いました。
- 岡山市が定めた「フレイル予防強化月間」（9月21日から10月21日）を中心に、フレイル予防について啓発の機会を増やしました。商業施設でのフレイル健康チェックや、自宅で取り組むフレイル対策チャレンジシート、一般市民を対象とした介護予防フェスティバル等を実施し、高齢者がフレイル予防対策に取り組むきっかけづくりを行いました。
- 介護予防センター各職種の専門性を生かし、アドバイス訪問^{※2}やフレイル個別対応等で、課題を抱える高齢者に対し必要なアドバイスを行うことにより、住み慣れた自宅のより良い生活につながる支援を目指しました。

（2） 在宅福祉事業

ケアマネジメント・ホームヘルプ・デイサービス等の事業を通じて、支援が必要な高齢者及び障害者に対し、「尊厳の保持」と「自立支援」及び「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本に、必要に応じた適切なサービスの提供を行っています。



デイサービス レクリエーションの様子

※1 あっすれ！もも太郎体操：主に高齢者を対象とした市民の健康寿命延伸・介護予防のため、財団が考案した体操。「ストレッチ体操」「奥地の体操」「筋力トレーニング」の3つの運動を組み合わせた内容。

※2 アドバイス訪問：高齢者が年齢による体力の衰え、病院からの退院直後で心身機能の低下がみられる等で、在宅生活に不安を抱えながら適切な相談先がない場合に、財団の専門職が出向き、ご本人の状態や自宅の環境などを考慮した介護予防アドバイスを行っている。

前計画期間中の主な取り組み

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に注力しつつ事業を行いました。その間、利用者数が減少したことや、介護職員不足のやむを得ない事情による事業所閉鎖も重なり、厳しい経営状況が続きました。
- 支援困難ケースにも積極的に対応する公益性の高いサービス提供を堅持しつつ、外部環境の変化に左右されない収益基盤の構築が課題となりました。
- 慢性的な職員・ヘルパー不足を解消するため、新たな人材確保策と職員の育成を図る職場環境の整備、質の高いサービスを安定的に提供できる体制と持続可能な事業運営を目指しました。
- 令和6年度は「収支改善と業務効率化」を重点目標に掲げ、現場職員と具体的な目標の共有を図りました。ホームヘルプ事業所の再編等構造的な改革も進め、ほぼ収支均衡とすることができました。

⑤ 施設管理運営事業

岡山市の福祉・健康・生涯学習の拠点施設であるふれあいセンターや岡山市ウェルポートなどさきの機能を最大限に発揮するため、岡山市をはじめ、岡山市社会福祉協議会等の関係団体との連携を図りながら、管理運営の効率化、施設の利活用等に取り組み、地域福祉の充実に貢献しています。

前計画期間中の主な取り組み

- 貸室事業でのWi-Fiサービスの開始や施設の空きスペースの有効活用、ホームページやSNSを活用した情報発信等を通じて、効率的な運営と施設の利用促進に取り組みました。
- 施設の老朽化が進む中、設備の予防保全や更新計画を作成し、限られた予算の中で優先順位を付けて修繕を実施しました。また、令和3年9月から令和7年3月にかけて行われた岡山市施工の特定天井改修工事では、市と連携し、利用者への影響を最小限に抑えつつ、安全・安心な施設管理の運営に努めました。
- 職員のさらなる資質向上を目指して「福祉のコンシェルジュ研修」を実施しました。職員の福祉に関する知識の習得を図り、利用者への対応力向上に取り組みました。
- 情報コーナー運営事業では地域包括支援センターと連携し、認知症月間（毎年9月）に認知症関連書籍等をピックアップした特設コーナーを設け、財団の専門性を生かした運営を行いました。

1

地域の福祉力を高める

地域の福祉力とは、地域住民がお互いの多様性を受け入れ、協働の場を通じて住民自身が地域のあり方を構想し、構築していく力のことです。様々な分野の組織や関係機関と地域住民が、地域内の問題を共有しながら連携することで、課題を早期に発見し、解決や予防に向けた対策を講じる仕組みが機能していることが重要です。

また、総合的で切れ目のない連携と、より身近な地域内での支え合いのネットワークを構築するためには、地域ごとのニーズに合わせた取り組みが求められます。孤独・孤立や 8050 問題※1、ヤングケアラー※2等、生活課題が複雑化・複合化する中で、地域で困難を抱える人を孤立させず適切な支援につなげることが不可欠です。分野を超えたネットワークが張り巡らされた地域共生社会においては、住民が主体的にお互いの暮らしを支え合い、継続的に助け合う「地域の福祉力」が改めて必要とされています。

財団では、地域住民が主体となって継続的に活動できるよう、人材の育成、居場所づくり、健康増進・介護予防の意識向上等を通じて地域づくりを進めており、あらゆる人への総合的な支援を行ってきました。今後も、住民が抱える複合的な問題や、各分野を横断する課題に対して、様々な取り組みを進めていくことが求められています。

こうした多くの課題に対応するため、各専門機関等とのネットワークを強化するとともに、公益目的事業でもある福祉サービスを行う事業運営のノウハウを生かして、地域共生社会の実現に向けた役割を果たし、効果的な支援と地域に根差したサービスのさらなる展開・推進に努めます。



絵本の読み聞かせボランティア養成講座（実技）



親子福祉体験講座「点字」

※1 8050 問題：長期にわたり引きこもり状態にある 50 代の子どもと、支援を続ける 80 代の親との間で生じる社会問題で、親子ともに孤立や生活困窮に陥るリスクが高まっている状況を指す。

※2 ヤングケアラー：本来大人が担うとされる家事や家族の介護・世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもを指し、学業や友人関係などに影響が出ることもあるため、支援が求められている。

1 地域を支える人材の育成と活動の支援

地域活動の担い手不足は、岡山市でも多くの地域で課題となっていますが、地域の支え合いを維持していくためにはその存在を欠かすことはできません。生涯現役で活躍できる取り組みを進め、あらゆる人を担い手として育成していくとともに、誰もが地域で役割を持って活躍できるよう、社会参加を促し推進することが必要となります。

財団ではこれまで、地域の福祉力向上のために、福祉や介護の技術・知識を習得する講座、ボランティア等を養成する講座、育児に関する知識や子育てに役立つ講座等、年間 200 講座以上を実施しており、数多くの方に参加していただいています。

子どもや高齢者等の世代、あるいは障害を持つ人等の属性に関係なく、人と人、人と社会がつながって、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いに協力し助け合いながら暮らせる包摂的な社会づくりを推進するため、即戦力となる専門職やボランティアの育成等、多様な社会参加の場の創出や地域全体で支えるまちづくりを支援します。

○ 地域とつながり活躍できる人材の育成

・福祉人材養成機関としての新たな仕組みの整備

福祉人材養成に関する講座においては、研修内容の充実に加え、運営方法、広報やシステム構築等の見直しを行いながら、新たな取り組みとしてオンライン講座を開始しました。取り組みを通じて、「福祉人材養成機関」としての機能を強化し、質の高い福祉専門職の養成を目指します。

<重点取り組み>

多様な福祉人材の養成（幅広い分野で活躍できる職員の養成）
現場の課題ニーズや制度改正に対応した研修プログラムの構築及びオンライン講座の拡大

・ボランティアの育成と地域での活動支援

誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりを実現するため、障害者や子育て世帯等地域の支援を必要とする人への理解と支援活動につなげるボランティア養成講座を実施します。

また、ボランティア関連団体と連携を強化し、地域で自発的に取り組むボランティアの活動を継続して支援します。

<重点取り組み>

地域ニーズを反映したボランティア講座の実施
あっ晴れ！もも太郎体操サポーター※1養成講座の実施
認知症サポーター※2養成講座の実施
団体や個人のボランティア活動の場の創出

※1 あっ晴れ！もも太郎体操サポーター：「あっ晴れ！もも太郎体操」等の活動団体を支援する市民ボランティアで、体操の見守りや体力測定の補助、広報活動などを行う。

※2 認知症サポーター：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする援助者。

ボランティア関連団体との連携による講座の実施

・地域ニーズを反映させた、即戦力となる人材の育成や講座の実施

地域団体・組織や企業との協議、交流の機会等に積極的に参加して地域ニーズを収集し、財団職員の専門性を生かして、即戦力となる多様な地域人材の育成や講座の実施につなげます。

<重点取り組み>

多様な福祉人材の養成
地域ニーズの情報収集（地域ニーズを反映させた講座の企画）

○ こどもが地域社会とつながる活動の支援

・こどもとその健全育成に資する団体等へ活動機会の提供

こどもと地域がつながりを持てるよう、こどもの健全育成を目的に活動している団体や地域住民等が、ボランティアとして活動できる機会を提供します。

<重点取り組み>

イベント等での活動の場の提供
地域で活動している団体の紹介

・こどもを地域の一員として育てるための支援

こどもがボランティア活動の意欲を示したときは、その意欲を尊重し、施設やイベント等での活動の場を設けるとともに、こどもたちが地域の一員として関わり、地域で人と人とのつながりや助け合いの大切さの理解を深め、交流する機会を創出します。

<重点取り組み>

こどもを対象に、職場見学、職場体験やボランティア活動の場を提供
認知症キッズサポーター※1養成講座や親子体験講座等の実施

○ 認知症への理解を深める活動の支援

・地域の支え合い活動の支援と身近な通いの場での人材育成

地域住民の支え合い活動や、認知症に関する知識及び理解を深める取り組みを支援することで、住み慣れた地域で生活を継続するための住民相互の支え合いの地域づくりを推進する人材を育成します。

認知症になっても、地域の「介護予防教室※2」や「あっ晴れ！もも太郎体操」などへ安心して通い続けられるよう、認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症の人や家族を見守り、「認知症カフェ」等の支援する取り組みを紹介し、理解の輪を拡げています。

※1 認知症キッズサポーター：こどもたちが認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる。

※2 介護予防教室：高齢者が心身ともに健康で自立した生活を維持できるよう、運動・栄養・口腔ケア・認知症予防などに関する知識と実践を提供する教室。専門職による講話や体操、参加者同士の交流を通じて、楽しみながら介護予防に取り組むことができる。

<重点取り組み>

認知症啓発イベントの拡充
認知症サポーター養成講座の実施
認知症への理解を深める地域の支え合い活動の支援

コラム「認知症サポーター」の養成と支援

認知症サポーターは、定期的に行う養成講座や依頼のあった企業・学校などへの出前講座で養成しています。さらに、認知症サポーターが地域で活躍するためのステップアップ講座の開催や「おれんじパル※1登録」など地域人材の育成、活動支援を行っています。

目標設定

指 標	基準値 (R6)	目標値 (R12)
■福祉人材養成講座等の受講者数	1,826 人	4,300 人
■オンライン講座の講座数	30 講座	40 講座
■ボランティア養成講座の実施数	21 講座	30 講座
■ボランティア等受け入れ人数	2,394 人	3,500 人
■ボランティア養成講座の受講者数	264 人	400 人
■あつ晴れ！もも太郎体操サポーターの養成人数	53 人	60 人
■認知症サポーターの養成人数 ※目標値は岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (地域包括ケア計画)に合わせるものとする	6,123 人	5,000 人
■地域の学生・団体への活動の場の提供数	59 回	80 回
■職場体験等受け入れ人数	329 人	360 人

※1 おれんじパル：岡山市が取り組む認知症支援の一環で、認知症サポーターがステップアップ受講後、認知症の人やその家族の声を生かした活動やネットワークづくり、啓発に取り組む「人」の愛称。市民や関係機関が協力して、認知症への理解を深め、見守りや支援を行う。

2 地域とつながる福祉の拠点づくり

公の施設^{※1}であるふれあいセンターやウェルポートなださきは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する」機能を有しています。施設を運営する財団では、こどもから高齢者まで、すべての人がその人らしい暮らしと生きがいづくりを実現できる地域福祉の拠点施設として、その本来の機能を最大限に生かし、事業を実施しています。地域住民、ボランティア団体・社会福祉関係団体等と協力して実施する誰でも気軽に参加できる催しや、高齢者・障害者支援、子育て支援等の講座・イベントの開催等、あらゆる方を対象に事業を行う財団の強みを生かし取り組んできました。誰もが利用できる「通いの場」として、ふれあいセンターやウェルポートなださきを定着させ、地域福祉の拠点としての役割をさらに強化・推進していきます。

また、5館のふれあいセンター内において運営する「ふれあい児童館」では、地域子育て支援拠点としての役割を担っており、週末を活用した子育て親子の交流の場の提供や、子育てに関する相談・援助・情報提供・講習等を実施しています。子育て中の親の孤独感や不安感等を緩和するため、地域の子育て支援機能の充実を図り、こどもの健やかな育ちを支援できるよう、地域の関係機関や専門機関との連携をさらに強化しています。

次に、共働き家庭の保護者が仕事等で昼間に家庭にいない小学生を対象に、授業終了後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成・支援を行う岡山市立放課後児童クラブは、令和7年4月現在、67クラブの運営を行っています。こどもの育成支援の質の向上のため、人材の育成・確保はもとより、特別な配慮を必要とするこどもの育成支援の充実を図り、こどもが地域で安全・安心に過ごすことができる取り組みを推進しています。

地域住民の健康寿命の延伸、住民同士の支え合い体制の強化や居場所づくりに加えて、こどもが健やかに育ち、子育て世帯が孤立しない支援体制等、課題解決に向けて医療機関・福祉施設等の地域の身近な社会資源と連携し、一体となって、福祉の拠点づくりに積極的に取り組んでいきます。

○ 健康増進の拠点づくり

・健康増進や介護予防のための活動場所の提供

ふれあいセンターやウェルポートなださきは、トレーニングジム（アスレチックコーナー・フィットネスルーム）やプール^{※2}を備えており、これらを活用し、健康増進や介護予防を目的とした施設利用促進の拡大を図ります。

また、施設内で行われる介護予防教室、健康づくりの講座やイベント、施設内のスペース活用等によって、市民に通いの場を提供し、健康意識を向上させる様々な情報発信を行います。

※1 公の施設：地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置し、住民の利用に供する施設を指す。

※2 ふれあいセンター（5館）にはアスレチックコーナー、ウェルポートなださきにはフィットネスルームという名称のトレーニングジムがあり（22ページ解説欄参照）、以降は総称して「トレーニングジム」とする。

また、西大寺ふれあいセンターとウェルポートなださきには屋内温水プールが備わっている。

<重点取り組み>

施設内で健康増進や介護予防に関する情報提供の強化
トレーニングジムやプールの利用促進
通いの場の提供
介護予防教室（ふれあいセンター等での実施）

・施設を活用した健康維持・増進の場の提供

健康づくりに役立つ身近な施設として、ふれあいセンター等をより活用してもらうために、トレーニングジムやプールのプログラムを充実させ、健康維持・増進のための場としても利用できるよう施設の活用を推進します。

<重点取り組み>

トレーニングジムやプールの利用促進
健康づくり講座の実施
健康に関するイベントの拡充

・他業種との連携による、地域活性型の活動場所の拡大

商業施設・福祉施設・医療機関等と連携し、住民が主体となって参加する地域活動の実情に応じた支援を行い、健康寿命の延伸・住民相互の支え合い体制の強化・居場所づくりを推進します。

<重点取り組み>

フレイル予防講座の拡充
商業施設、福祉施設、医療機関等での通いの場の創出

○ 生きがいづくりを目指した通いの場づくり

・チャレンジ教室※1等、高齢者や障害者を対象とした講座の実施

高齢者や障害者の生活の質の維持・向上や社会活動の機会として、ニーズに即した講座や教室を実施します。参加者同士の交流を促進し、誰もが生きがいを感じることができる「通いの場」を創出します。

<重点取り組み>

利用者ニーズを反映した講座内容の充実や新規講座の実施
年齢・障害に応じた講座の実施

○ 情報の提供やイベント開催等による集いの場づくり

・ふれあいセンターを活用した集いの場づくり

ふれあいセンターは、市内5か所に設置された市民のための福祉・健康・生涯学習サービスを提供する大型の総合施設です。施設内には研修室やホール、アスレチックコーナー、情報コ

※1 チャレンジ教室：財団が行う障害者支援事業の取り組みの一つ。障害のある方とご家族を対象とした講座で、楽しみながら受講者同士の交流を深めるダンス教室などを行っている。

ーナー※1、児童館や地域包括支援センター等のほか、一部のセンターではプールや入浴施設を備える等、多彩なサービスが揃い、地域に開かれた集いの場を提供しています。

また、誰もが利用できる施設の特性を生かして、福祉人材の育成、健康づくりや介護予防、子育て支援、高齢者支援等に関する情報の発信や、地域の関係団体と連携したイベントの開催等を積極的に行っています。

<重点取り組み>

子育て世帯の交流の場の提供
情報コーナーの情報発信力の強化
市民ニーズに応じた（地域イベントと共催した）イベントの開催

・施設を活用した連携事業の継続

ふれあいセンター内の部署間で協働体制を築き、同じ施設内であることを最大限に活用した取り組みを行います。また、施設のフリースペースを使って、地域団体と協力しながらイベント等を行い、来場者に財団の福祉サービスの魅力をわかりやすく伝えていきます。

<重点取り組み>

各種団体と連携し、各施設のフリースペースを活用
デイサービスセンター・介護予防センター等と児童館の世代間交流

・誰もが安心して過ごせる場としての環境整備

ふれあいセンター等のバリアフリー化を推進し、誰もが安心して過ごせる場として利用者視点に立った環境整備に努めます。

また、地域住民が交流できる環境を整え、地域での支え合いや見守りのきっかけづくりにつなげます。

<重点取り組み>

空きスペースの有効活用

○ 子育て支援とこどもの居場所づくり

・放課後児童クラブの運営

放課後児童クラブの運営においては、こどもの安全・安心な居場所を確保し、健全な成長を支えるため、育成支援の質的向上に努めます。研修等により放課後児童支援員等の資質向上を行い、特別な配慮を必要とするこどもや保護者への対応、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活を可能とする育成支援の充実を図ります。

また、放課後児童クラブのこどもの生活が地域社会の中で理解され、協力を得られるようにするために、保護者や地域の関係者向けの子育てサポート講座を開催する等、情報発信を行います。

※1 情報コーナー：図書やDVDの貸出・返却、図書館資料の予約・受け取りができるサービス窓口。岡山市立図書館と連携しており、市民の学びや交流を支援している。

<重点取り組み>

こどもへの育成支援の質の向上

特別な配慮を必要とするこどもへの育成支援の充実

・子育てに関する講座やイベントの実施

子育て環境の充実に向け、子育て世代のニーズに対応した講座やイベントを開催し、知識の習得だけでなくお互いの情報交換や交流を促進できる場として提供します。

また、児童館では、こどもや子育て世帯が安心して過ごせる居場所を提供し、遊びや体験を通じて創造性や社会性を育む取り組みを充実させます。

<重点取り組み>

子育て中の親子対象講座やイベントの拡充



西ふれあいセンターでの介護予防教室



地域イベントへの参加



放課後児童クラブ 育成支援の様子



児童館イベントの様子



子育てパパ・プレパパ応援講座

目標設定

指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)
■アスレチックコーナー・フィットネスルーム・プールの利用者数	218,502 人	340,000 人
■介護予防教室の参加者数（ふれあいセンター・ウェルポートなださき）	1,626 人	2,100 人
■介護予防系・健康増進系の講座（教室）の参加者数	34,600 人	49,400 人
■フレイル予防普及啓発の実施数	262 回	330 回
■高齢者支援事業の受講者数	7,125 人	10,760 人
■障害者支援事業の受講者数		
■いつでも！エンジョイシニアの参加者数		
■いきいき元気アップ教室の参加者数		
■健幸ストレッチ教室の参加者数		
■施設利用者の満足度	87%	100%
■入館者数（ふれあいセンター・ウェルポートなださき）	1,744,648 人	2,300,000 人
■放課後児童クラブ運営に係る職員の定着率	73.2%	78.0%
■児童館利用者の満足度	97%	100%
■子育て中の親子対象講座やイベントの実施数	175 回	190 回
■子育て中の親子対象講座やイベントの参加者数	29,163 人	44,000 人

3 地域と取り組む介護予防・健康寿命の延伸

岡山市ふれあい介護予防センターは、専門職による運動機能や口腔機能の向上・栄養バランスの改善等を目的とした介護予防教室の開催や、地域主体で取り組める介護予防活動支援のため、「あっ晴れ！もも太郎体操」の普及・啓発に取り組んでいます。

また、ふれあいセンター・ウェルポートなださきでは、運動習慣のきっかけづくりや健康意識の向上を目的とした初心者向けの運動講座や講演会を実施しています。トレーニングジムの運営も含め、市民が気軽に参加できる環境を整えながら、健康寿命の延伸に取り組んでいます。

○ 介護予防事業の推進

・機能強化による事業の推進

介護予防センターと地域包括支援センターが連携し、地域の高齢者の健康状態や生活上の困りごとに応じた、きめ細やかな介護予防の支援を行います。情報の共有と役割分担を明確にしながら、互いの専門性を生かした連携を図ることで、地域に根ざした実効性のある介護予防の取り組みを行います。

<重点取り組み>

フレイル予防の普及啓発の強化

・介護予防センター機能の拡充

介護予防センターは、高齢者の健康維持と介護予防を目的に、運動・栄養・社会参加を支援する専門機関です。

フレイル予防や社会参加を通じた介護予防の推進、住民の通いの場の充実等、さらなる介護予防普及・啓発に取り組めます。

<重点取り組み>

フレイル予防の普及啓発イベントやフレイル健康チェックの拡大
あっ晴れ！もも太郎体操の立ち上げサポート支援

コラム「あっ晴れ！もも太郎体操」とは

「あっ晴れ！もも太郎体操」とは、歩く力や食べる力といった生活機能の向上を目指すための体操です。地域での定期的な集まりを通じて体操を実施することで、住民同士の交流や社会参加の促進にもつながります。身近な場所で、継続的に介護予防活動を行いながら、仲間づくりも行えるよう「あっ晴れ！もも太郎体操」のさらなる普及・啓発を行います。

また、新たに活動を始めようとする地域の団体に対し、それぞれの環境や取り組みやすい体操の提案等、ニーズに合わせた活動の立ち上げサポートを行います。

○ 心身の健康意識の醸成

・健康づくり事業において、アンケートやデータの収集・検証を行い、効果的な事業を実施
アンケート調査等を行い、健康意識の向上やその効果等について分析し、検証を行います。

また、継続的に参加者のモニタリングを行うことで、実施事業の実効性を高め、市民の健康
寿命の延伸を目指します。

<重点取り組み>

アスレチックコーナーで行う新規講座実施に向けた検討

フレイル健康チェックデータの活用

・部署間連携による市民の健康づくり支援を目的とした事業の実施

異なる事業に携わる部署間で協力し、様々な視点やアイデアから健康に関する講座・イベント等に相互に関わることで、健康づくりに関するプログラムの充実を図り、市民にサービス提供を行います。

<重点取り組み>

市民の健康づくり支援を目的として部署間で連携した事業の実施

○ 継続した介護予防・健康づくり

・切れ目のないサービスの提供

健康づくりを目的とした各種サービスを行う事業間の連携を強化することで、市民が自分の状態にあった健康維持・増進サービスを、継続的に切れ目なく選択し利用できるように提供します。

<重点取り組み>

健康啓発の拡充

目標設定

指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)
■あつ晴れ！もも太郎体操の実施団体数	397 団体	465 団体
■健康づくり支援事業や高齢者支援事業等でフレイル対策の啓発回数	227 回	400 回
■健康づくり支援事業の受講者数	3,153 人	3,800 人
■健康教室事業の受講者数	5,911 人	9,000 人
■健康イベントの参加者数	350 人	1,200 人
■介護予防教室（介護予防センター）の参加者数	14,454 人	15,500 人

財団では、設立当初から現在に至るまで、高齢者・障害者・こども等を対象とした総合的な支援や福祉サービスの提供を行ってきました。時代の変化に伴い、ニーズは多様化・複雑化し、制度改革等にも適切かつ柔軟に対応していくことが求められています。

こうした支援等の中心には、医療・福祉の専門職がいます。長年にわたる支援の実績は、技術や知識として職員から職員へと受け継がれており、活動時の大きな強みとなっています。

既存の業務を見直し、継続すべきことは継続する一方で、あらゆる角度からのアプローチやサービス開発・提供の研究や分析、改良を行います。これまでに蓄積されたノウハウを生かし、各実施事業における実効的な福祉サービスを行うとともに、市民にとっての財団の新たな役割や価値を求め、前進することが重要です。

財団の事業に関する情報発信の重要性は、その役割や意義を認知してもらい、必要な人に必要なサービスを届けることにあります。有効な情報発信や広報は、事業や経営状況の透明性と信頼性を高め、また、公共的・公益的な事業やサービスの選択・利用が促進されます。岡山市の地域包括ケアシステムの中核的で専門的な役割を担う財団であるからこそ、より多くの市民に私たちの取り組みを発信し、地域とのつながりを深めて、より良いサービスの提供につなげていきます。

また、近年多発する自然災害に対しては、平時から防災意識の啓発や情報提供を行うとともに、災害発生時には効率的かつ柔軟に対応できる体制整備に努めます。地域住民の安全確保や被災者への支援を迅速かつ確に行えるよう、職員一人ひとりが状況に応じた行動ができるよう訓練等を通じて準備を行っています。



認知症や障害のある当事者が「店員」となり活躍した
「うっかりほっこりカフェ」



高校での高齢者疑似体験の様子



岡山市ふれあい公社ホームページ（R8年度時点）



広報チラシ（地域包括支援センター）

1 福祉のコンシェルジュ機能の強化

こどもから高齢者まで、あらゆる市民に福祉サービスを提供する組織として、各種制度内での支援が届きにくい相談者や困りごとに対しても、誰もが適切なサービスを受けられるよう相談窓口の機能強化を進めています。福祉に精通した職員、いわば「福祉のコンシェルジュ※1」として、市民に信頼される人材の育成を行っています。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、高齢者本人はもちろん、家族や近隣住民、地域ネットワーク等を通じて多様な相談に対応しています。医療・福祉の専門資格を有する知識を持つ職員が、専門知識を生かし相談者の状況に応じて、継続的な関わりや緊急時の支援、複合課題を抱えた困難なケースへの対応など包括的にサポートしています。また、一人ひとりに合った福祉サービスを的確に届けるため、地域と福祉・介護が連携したワンストップ相談支援体制の構築に注力しています。

在宅福祉事業のケアマネジメント事業では、支援が困難なケースにも対応できる事業所として公正な視点でサービス計画を作成し、サービス提供機関との連絡・調整や支援を行っています。

ふれあい児童館で行う地域子育て支援拠点事業では、子育て世帯やこどもの育成環境を支援しています。妊娠期からこどもが成長する過程において、親子が抱える悩みに対する相談・援助、情報や交流の場を提供し、孤立感をなくし、子育ての負担軽減に努めています。専門機関や保健センター等行政機関とのネットワークづくりや、地域との交流拡大にも積極的に取り組んでいます。

これまでに寄せられた相談や課題への対応経験を生かし、柔軟に事業を拡充しながら、市民にとって必要不可欠な福祉サービスの提供に努めています。今後も、福祉のコンシェルジュとしての機能をさらに充実・強化し、市民と福祉をつなぐ役割を果たしていきます。

また、近年激甚化している自然災害については、日頃から地域の団体や関係機関と連携し、災害への備えについて啓発等の活動を進めていきます。財団が事業を推進するにあたり、様々な事態における対応力を高めていきます。

○ 福祉サービスの総合相談窓口の機能強化

・「ふれあいセンター・ウェルポートなださき」における総合案内機能・情報提供機能の強化

市民にとって身近な福祉の拠点施設として、ふれあいセンターやウェルポートなださきを積極的に活用し、市民と岡山市の制度・福祉サービスとを効果的につなぐことができるよう、総合案内や情報提供の機能を強化します。

<重点取り組み>

コンシェルジュ機能強化に向けた内部研修の実施
迅速な対応のための定期的な情報共有の促進

・複合的な課題解決に向けた支援体制の構築

地域包括支援センターは、介護者・被介護者の双方が抱える複合課題やニーズの変化を把握し、「地域住民に身近な総合相談窓口」として、行政や関係機関と連携しながら、総合相談支援

※1 コンシェルジュ：お客様のあらゆる相談や要望に合わせ情報の提供などを行う総合案内係。

の体制を構築します。

<重点取り組み>

総合相談支援体制の強化
ヤングケアラー、ビジネスケアラー※1等の状況把握と支援体制の構築
認知症初期集中支援チーム員会議等の充実
認知症疾患医療センター※2との連携による「もの忘れ相談会」の実施

・高齢者を支える切れ目のないケアマネジメント体制の強化

財団の介護保険事業所は、支援が困難なケースにも対応できる事業所として、サービス提供機関との連絡・調整の強化を図りながら公正な視点でサービス計画を作成し、介護や支援を必要としている高齢者に対し、より質の高い相談支援を行います。

加えて、ケアマネジメントで把握した世帯の複雑な課題については、制度や担当分野の枠を超え関係窓口につなぐ役割を果たすため、岡山市や地域包括支援センター等多機関・多職種との連携を強化し、チームとして総合的な課題解決に取り組みます。

また、介護予防センターでは、他事業所の介護支援専門員の職務に専門職職員が同行し、利用者の状態を把握したうえで、自立支援の視点から助言を行います。

高齢者福祉部門では、業務効率化と迅速・的確な支援の実現に向け、環境を整備しICT技術を積極的に活用します。

<重点取り組み>

医療、地域資源、介護予防事業等との多職種連携
ICT環境の整備

・子育て家庭の相談・援助を行う支援の強化

ふれあい児童館は、子育てに関する不安や悩みの相談支援を行う地域子育て支援拠点事業を行っています。子育て世帯の孤立を防ぎ、家庭保育の支援・充実に資するため、子育て中の親子が気軽に集うことができる場を提供し、親子同士の交流の促進、相談支援、子育てに関する情報提供や講習等を実施します。

また、必要に応じて専門機関や関係機関と連携・調整を行い親子の支援につなげます。

<重点取り組み>

専門機関との連携強化
子育て世帯の交流の場の提供
気軽に相談できる窓口の充実

○ 効果的・魅力的な情報発信

・SNSやホームページを活用した効果的な広報活動の実施

SNSやホームページを効果的に活用し、子育て世帯や高齢者・障害者等、あらゆる人々に向

※1 ビジネスケアラー：仕事を続けながら家族などの介護をしている人。仕事と介護の両立は心身ともに負担が大きく、離職や生産性の低下につながることもあるため、社会的な支援が求められている。

※2 認知症疾患医療センター：県や市の指定を受けた認知症の専門医療機関で受診から診断・治療の相談に応じる。状況により、介護サービスの提案や他の医療機関への紹介等も行う。

けた、多様な福祉サービスの情報発信を強化します。

<重点取り組み>

ホームページやメディアを活用した効果的な情報発信

・効果的な情報発信のための体制づくり

広報内容を充実させるため、近隣施設等との連携強化を図ります。また、部署間、職員間においての意見交換や情報共有を行いながら、効果的で多角的な情報発信を行い、財団事業の認知度の向上と新たな来館者やサービス利用者増を目指します。

<重点取り組み>

近隣の施設等（幼稚園、保育園、こども園、小学校、公民館）との連携
多角的・効果的な情報発信の展開

○ 災害時の被災者支援

・災害時の被災者支援

平時から地域組織や関係機関と緊密な連携・関係づくりに努め、災害の備えに関する啓発活動を実施します。支援が円滑に行えるよう、避難場所や福祉避難所の設置・運営に関する具体的な訓練を定期的に実施し、チームとして災害への備えを徹底します。

また、地域包括支援センターでは、災害時には要援護高齢者と医療・福祉・介護関連諸機関とをつなぐ中核機関として災害時における地域の状況把握や個別支援を迅速に行えるようマニュアルや体制整備、訓練を行います。

<重点取り組み>

災害の備えについての啓発
避難場所・福祉避難所の設置・運営に関する訓練の実施

目標設定

指標	基準値（R6）	目標値（R12）
■地域包括支援センター 総合相談支援の相談実人数	14,354 人	15,800 人
■介護相談支援センター 相談実人数	588 人	610 人
■児童館 子育てに関する相談件数	1,056 人	1,130 人
■SNSへのアクセス数 ※10 月末時点集計値	100 万回	150 万回
■ホームページ閲覧数（ページビュー）	167 万回	250 万回

2 地域を支える福祉サービスの提供・開発及び調査・研究

財団には、多数の医療・福祉の専門職が所属しており、多様な福祉サービスを提供しています。これらのサービスがより有効かつ効率的に実施されるためには、地域、各種組織との連携づくりや、新たな事業の企画・開発が重要だと考えています。

地域包括支援センターでは、認知症の人とその家族を初期の段階からサポートするため、専門の担当者を配置して地域に密着した支援体制を築き、認知症の早期発見・早期支援に努めています。さらに、地域包括ケアシステムの中核として、課題の発見や解決、ネットワークの構築のために地域ケア会議※1を推進するとともに、地域だけでの解決が難しい課題については、岡山市が開催する地域ケア推進会議※2に提言する等、地域や岡山市等との連携づくりに取り組んでいます。

また、在宅福祉事業では、民間事業者では採算性や人材確保の面から対応が難しい中山間地域や離島等におけるニーズに応えることによって、介護保険制度等のセーフティネット機能を保ち、公益目的事業を実施する公益法人として重要な役割を果たしていきます。

児童館と放課後児童クラブは、こどもたちの健やかな成長と子育てを行う家庭への支援を目的とした地域の重要な拠点です。それぞれ対象となるこどもの年齢層や利用条件は異なりますが、こどもたちの安全・安心な居場所や、遊び・交流等の機会を提供するという点においては同じです。さらにこどもや子育てに関する支援の体制に地域住民を加え、こどもと保護者の多様なニーズに応える支援体制を築き、その中で地域共生社会の実現に向けた基盤として重要な役割を担っていきます。

人と人、人と地域資源をつなげ、築いてきた様々なネットワークを生かした事業展開を行い、より地域と密着した福祉サービスを提供します。さらに、地域のニーズに応じて細やかで専門性の高い新たなサービス等について、調査・研究に取り組みます。

○ 「地域包括ケアシステム」の推進

・多様な主体との連携を生かした「地域包括ケアシステム」の推進

岡山市や関係団体及び地域で活動する団体等との情報交換や連携を強化することにより、複合課題を抱える人や地域ごとのニーズを見逃さず、必要な福祉サービスの提供につなげます。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる健康福祉のまちづくりを目指す「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステム」を強化・推進するため、人材や組織内連携を生かしながら公益性の高いサービスの提供を行います。

<重点取り組み>

多職種協働によるネットワーク構築事業への参加
民間事業者との連携・協力体制の強化

※1 地域ケア会議：地域包括支援センターが開催及び立ち上げ支援を行っている、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域における課題の発見の場として行われる会議。

※2 地域ケア推進会議：地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段として、岡山市が主催し、保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いや政策立案を行う会議。

・包括的・継続的なケアマネジメントの推進

高齢者が自らの選択に基づき、医療・介護の専門職との連携を通じて地域とのつながりを継続的に維持できるよう支援を行うため、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントを実施します。

さらに、この取り組みを支えるため、フォーマル・インフォーマルを問わず高齢者を支える多様な関係機関とのネットワークづくりを強化し、その活動を通じて地域課題の抽出と解決方法の共有を進めていきます。

<重点取り組み>

高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメント
高齢者を支える関係機関（フォーマル・インフォーマル含む）とのネットワークづくり
地域課題の抽出・解決方法の共有

・互助を育む通いの場や学びの場の創出

地域の支えあい活動の拠点として、財団の専門職が地域における各種関係団体と連携しながら、互助を育む通いの場や学びの場の創出を支援します。

<重点取り組み>

福祉体験講座（高齢者疑似体験等）の充実
地域の支えあい活動の支援
あっすれ！もも太郎体操とサポーターの活動・継続支援

○「地域共生社会」の実現に向けた地域での支えあい活動の推進

・地域での支えあい活動の推進

地域包括支援センターが地域や関係者・関係機関・企業等とともに行う地域の支えあいの仕組みづくりや、ふれあいセンターで実施する地域応援人づくり講座の開催を通して、元気な高齢者や住民が地域での支えあい活動の担い手として活動できるような体制づくりと、活動の継続支援を推進します。令和 6 年度に地域包括支援センターが開始した「オレンジクロスプロジェクト」では、市民から寄付されたタオルを使い認知症当事者の方がオレンジ色の糸でクロス（雑巾）を作るという取り組みを行っています。このオレンジクロスは認知症の普及啓発に活用され、認知症サポーター養成講座を実施した小中学校に寄贈する等しています。

年間を通した取り組みに加え、毎年 9 月のアルツハイマー月間には、部署間で連携し認知症に関わる啓発イベントを開催します。

<重点取り組み>

地域応援人づくり講座の実施
地区組織活動への参加
アルツハイマー月間等での認知症の啓発
支えあい活動につながる場の創出と活動継続支援

・世代を超えた交流・支えあいの場の提供

世代を超えた交流と支えあいの場づくりを推進する一環として、認知症に対する理解を深めるための啓発イベントの開催や、地域住民が気軽に参加できる交流イベントを通じて、こどもから高齢者まで多様な世代がつながり、互いに支え合う関係づくりを進めています。これらの取り組みは、地域の中で誰もが役割を持ち、孤立することなく安心して暮らせる環境づくりにつながっています。

<重点取り組み>

認知症啓発イベントの実施
ふれあいまつり等イベントの開催

・こどもや子育て世代に向けた働きかけ

地域で暮らす全ての市民を支える「地域包括ケアシステム」の構築が求められる中、共働き世帯の増加や高齢者の増加により、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となっています。

児童館と放課後児童クラブは、こどもたちの健やかな成長を支える重要な拠点として、安全な居場所を提供するだけでなく、関係機関との連携による支援、地域住民とのつながりを育む場や異年齢との交流の場としても機能しています。こどもや子育て世帯への支援体制を地域全体で共有・強化することで、安心して子育てできる環境づくりと、世代を超えた支えあいの仕組みの構築につなげていきます。

また、こどもたちも地域全体では「受け手」だけでなく「支え手」の一員でもあるため、各種講座の実施を通して支えあい推進の機運醸成につなげます。

<重点取り組み>

認知症キッズサポーター養成講座の実施
親子福祉体験の充実
家族介護者支援

○ 公益法人としての事業の推進

・在宅福祉サービス従事者の養成

高齢者・障害者サービスの更なるニーズの増加と、業界全体の担い手不足に対応するため、専門的な知識や技術を持つ財団の職員が講師となり、無料講習等を実施し、ホームヘルパー等の在宅福祉サービス従事者の養成に積極的に取り組めます。

<重点取り組み>

介護職員初任者研修の実施
生活支援訪問サービス従事者研修の実施

・持続可能なホームヘルプ事業等の推進

財団の地域の福祉課題に取り組む公益目的事業は、行政による公的サービスだけでは解決が難しいニーズに対しても、採算性にとらわれることなく対応することができ、地域における重要なセーフティネットとして機能しています。さらに民間のサービス提供体制では対応が困難

とされるケースの支援の確保に努めるためにも、財団では介護保険事業の安定運営を実現する必要があります。

安定運営の面では、DXや様々な業務システムを活用する等して、人材不足を補いながら業務全体の効率化を図り、サービスの質の維持・向上に努めます。

<重点取り組み>

介護保険事業の継続、DX活用による業務効率化と人材不足の補完

・障害者支援団体等との連携イベント

障害者支援団体等との連携に向けたニーズの調査や、その結果に基づいて、障害者が積極的に地域に参加・貢献する活躍の場を提供するとともに、人々が互いの多様性を認め合える機会の創出のため、ふれあいセンター等を活用した共催イベント等を行います。

<重点取り組み>

障害者支援団体等との連携に向けたニーズ調査

障害者支援団体等に（イベント等での）活動の場の提供

○ 新たなサービスの展開に向けた研究・開発

・高齢者サービスの事業研究・開発

従来の縦割りサービスではなく、人と人、人と地域資源が「丸ごと」つながる地域共生社会を築くため、市民が生涯現役で活躍できるよう、フレイル予防や健康寿命延伸につながるサービスについての研究・実施に取り組みます。また、地域で働く高齢者のフレイル健康チェックを行い、それにより得られるデータの分析内容を地域に還元し、地域の健康増進・介護予防に活用を図ります。

<重点取り組み>

生涯現役（地域での活躍）につながる、サービスの研究・実施

地域で働く高齢者へのフレイル健康チェックの実施及びデータ活用

フレイル予防や健康寿命延伸につながる講座等の実施

・利用者満足度（CS）の向上

利用者満足度調査を実施して多様化する利用者ニーズを把握し、求められていることを捉え、サービスの質の向上と事業の改善に生かします。

<重点取り組み>

利用者アンケートや、満足度の高い自治体や民間施設等の情報を基にしたサービスの改善
--

目標設定

指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)
■財団の介護プラン件数（介護・予防）	106,477 件	113,000 件
■障害者支援団体等と連携したイベント実施回数	1 回	12 回
■施設利用者の満足度（再掲）	87%	100%
■児童館利用者の満足度（再掲）	97%	100%
■在宅福祉サービス利用者の満足度	90%	100%
■放課後児童クラブ利用者の満足度	なし	100%
■地域包括支援センター窓口利用者の満足度	なし	100%



ホームヘルパーと利用者



安全・安心ネットワーク「地域応援人づくり」講座

財団が医療・福祉の専門職集団として、また公益法人として、質の高い地域福祉サービスを提供するためには、組織の実行力を高めることが重要です。この「組織の実行力」は、市民福祉の向上に必要な運営能力を指し、組織体制の整備、人材の確保、経営の安定、職員の育成等を通じて、組織全体の力を底上げすることが求められます。これらの取り組みが、財団の基本理念である「市民福祉の向上」へとつながっていきます。

職員が共通の目的・目標として市民福祉の向上に取り組むためには、一人ひとりが生き生きと働ける環境を整えながら、効率的な組織体制を構築・維持することが、まずは必要な土台となります。また、より質の高いサービスを提供するために、職員同士が相互理解・相互協力のもと業務に取り組むのは当然のこととして、各自が組織の一員として身に着けるべき知識を継続学習し、組織が目指す将来像を理解する必要があります。

さらに、組織全体の状況を把握し、今後の事業展開を考えることができる人材の育成には、単なる知識や技術の習得だけでなく、現場と経営の両面を知る視野の広さ、実際の計画立案に関わることのできる思考、全体最適を踏まえた実行力等を、バランスよく育むことが重要となります。職員の能力向上を支援し、組織全体の実行力を高めていきます。

公益目的事業の安定的かつ継続的な運営を実現するためには、財政基盤の強化が不可欠です。自主財源の安定確保に努めるとともに、将来の公益目的事業を充実させるための新たな積立て制度を活用するほか、中期的な収支均衡を目指す取り組みを継続的に見直ししながら、柔軟な財務運営、自律的なガバナンスや社会課題への機動的な対応ができるよう、持続可能で信頼性の高い経営を目指していきます。



公社の内部研修

1 効率的な組織体制の構築

実効性のあるサービスを提供するためには、業務内容に応じた組織体制や人員配置、システムの整備が不可欠です。こうした体制を整えることで、サービスが無駄なく合理的に提供されるだけでなく、職場環境の改善にもつながります。働きやすく効率的な環境を整えれば、結果として仕事の生産性や業務の効率も向上します。

財団ではこれまで、複雑で多様化する社会ニーズや福祉制度の改正等に対応するため、必要に応じて組織体制の見直しを行ってきました。サービスの質や量を保つため、その都度最大限の効果を求めながら、通常の運営を効率的に行えるよう構築しています。そのうえで、近年頻発する自然災害や感染症のまん延時等、非常時の事業活動やリスク管理についても対応できる体制が必要となっています。

加えて、事業を継続して行うためには人材確保が必須ですが、特に介護福祉士、ホームヘルパーや放課後児童支援員等の福祉分野の専門職の人材不足が深刻化しており、対策すべき課題としては、いわば待ったなしの状態です。

採用活動の強化や、ウェルビーイング※1に配慮した職場環境の整備、キャリアアップの支援等を通じて、職員が意欲を持って能力を最大限に発揮できるよう、働きやすい職場づくりに取り組んでいきます。

○ 効果的・効率的な組織体制の検討

・組織体制の整備と人員配置

各事業や、サービス提供がより効果的・効率的に実施できる組織・機構体制を整備し、適正な人員の配置、将来にわたる職員の構成等を考慮した採用・配置を行い、その中で、今後の事業展開を俯瞰的に考えることができる知識や能力を持つ職員を育成していきます。

また、職員がそれぞれのライフステージ（子育て期、定年前後等）に応じて安心して働き続けられるよう、学びの機会を積極的に提供し、職員の成長と組織の活性化につなげます。

<重点取り組み>

事業実施に必要な人材の確保

・採用活動の強化

就職相談会の開催や各種メディアの活用、SNSによる情報発信を推進するほか、大学等の教育機関に対し訪問や個別相談を実施し、採用活動の情報提供や学校との情報交換を強化します。また、職場体験やオープン・カンパニー※2等を実施して職場の情報発信を行い、財団の仕事について魅力を広く伝えます。

また、採用方法や雇用形態等においては、従来の手法によらず柔軟な対応を研究・検討し、確

※1 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良好な状態を指す概念で、単なる健康だけでなく、幸福や生きがいも含まれる。近年では、個人の生活の質や社会の豊かさを測る指標として注目されている。

※2 オープン・カンパニー：企業が学生に向けて業界や自社の情報を紹介するキャリア支援プログラム。2025年卒から制度化され、インターンシップとは異なり、実務体験を伴わず企業理解を深めることが目的。会社説明会や社員との座談会、職場見学などが主な内容となっている。

実に人材確保ができるよう努めます。

・能力や意欲・適性を最大限に生かすことのできる人事評価制度や人事システムの構築

すべての職員が持てる力を十分に発揮できるように、職員の能力や実績を重視したキャリアパスを具体化して示すことにより、職員のモチベーションの向上を図ります。また、職員の能力・適性等に対応した評価制度等の検討を引き続き行い、職員の自主性と職務意欲を高める仕組みの構築に努めます。

・さらなる女性の活躍促進に向けた取り組み

育児や介護等家庭との両立支援に向けた職場環境の整備等、様々な働き方に向けた取り組みや、職員に対する研修、啓発等を通じて、女性職員が安心して働き、さらなる活躍ができる職場づくりを推進します。

・時間外労働の削減等、働き方改革の推進

効率的な業務の遂行に向けた検討・検証を行うとともに、職員一人ひとりの意識改革や、仕事の生産性の向上を図るための取り組み方について再確認を行い、時間外労働の削減を推進します。

また、これまでの枠組みにとらわれない、多様な働き方についての検討を行うとともに、高年齢者の働き方や活躍についても引き続き検討を重ね、働き方改革を推進します。

○ 緊急時における事業継続の視点

・非常災害時等における事業継続体制の確立

近年、大規模災害が頻発していることから、財団の危機管理能力を高め、非常時での業務を円滑・確実に実施するために、災害発生時の具体的対応や連絡方法を日常から共有できる体制を確立します。また、事業継続計画（BCP）※1の定期的な見直しや訓練実施に取り組みます。

情報セキュリティの観点からは、情報資産の破損や消失、ネットワークの途絶等被害を低減し、早期の事業再開を図れるよう、データセンターやクラウドを活用したネットワーク整備を進めます。

※1 事業継続計画（BCP）：リスクマネジメントの一種であり、行政や企業が大規模災害発生時等の緊急事態において、的確に判断し行動するために、方法や手段等をあらかじめ整理し、取り決めておく計画（Business Continuity Plan）。

2 健全な経営の推進

福祉サービスを継続的かつ安定的に推進するためには、健全で透明性のある経営が不可欠です。

財団では、在宅福祉サービスを中心とした自主事業を展開し、財源の確保に努めており、その結果として利益が出た場合でも、将来の公益目的事業へと還元（積立て）することで、持続可能な経営の実現へと近づくことができます。

健全で質の高い事業活動を継続するために、また、自主的・自律的で持続可能な財団運営を推進するために、公益性を担保した自主財源の確保に取り組みます。この取り組みを進めるにあたっては、まず職員一人ひとりが所管する事業会計の収支状況を正確に把握し、予算の適正な執行に努めるとともに、経費の使途を見直し、無駄のない支出を心がける必要があります。

公益法人制度や関連法令の理解を深め、制度的な適正運営を支えることは、現在の公益目的事業を継続するだけでなく、新たな福祉サービスの研究・開発を進めて展開していくことにも、有効に作用することとなります。職員が正しい知識をもって実践できるよう、健全な経営の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

○ 安定的な経営の推進

・安定的な経営基盤の確立

公益性の高い自主事業を通じて財源の確保を図るとともに、経営状況の的確な把握と、計画的かつ効率的な予算執行の管理を行うことで、安定した経営基盤の確立を目指します。さらに、公益目的事業の充実に向けては、公益充実資金の活用等を通じて、中長期的な視点に立った予算計画を作成し、持続可能な事業運営を推進していきます。

・予算執行・管理及び公益法人会計・財務諸表に関する研修の実施

現場経験等を経て知識・技能が一定以上となった職員に対し、予算・決算、契約、公益法人会計や財務諸表等の研修を実施することで、知識と経営判断能力の向上を図り、経営の透明性と効率化を推進します。

・コンプライアンス体制の強化

財団が法令や社会規範を遵守し、適正な法人運営をしていくため、職員教育の実施等、不正行為や不祥事を防ぐための体制を整備します。

3 地域福祉を担う職員の育成

公共・公益的なサービス提供により地域福祉のさらなる向上を図ることと、組織として長期的に安定した事業継続を実現することは両輪で行う必要があり、職員の人材育成が不可欠です。また、公益財団法人の職員としても、市民から信頼されるため、一人ひとりの資質向上が求められます。

財団ではこれまで、待遇研修や人権研修等の基本研修に加え、各事業・業務に必要な知識の習得を目的とした研修を、毎年定期的に実施してきました。中でも、地域包括支援センターにおいては、職員の人材育成の具体的方針及びその仕組みを示す「人材育成ガイドライン」（令和5年3月）を、策定し、実践してきました。

今後も、専門知識や事務的能力を養う研修、基本研修や役職に応じた階層別研修等を継続的に実施し、また、将来的に経営や財務管理に携わる職員の能力と力量の向上、経験値の積み上げを図る様々な研修プログラムを実施する等し、積極的な支援を行います。

さらに、職員の心身の安全を守るため、「メンタルケア」や「カスタマーハラスメント対策」等の職場環境の保全・改善を目的とした研修にも取り組み、働きやすさや労働環境・人間関係等、様々な面において職員の満足度を高めるよう努めます。

○ 財団職員の人材育成の推進

・職員の資質向上のための研修の強化

階層別研修、業務上必要な専門研修、就業年数・業務に応じた研修のほか先進地視察等を行うことによって、知識・技術の習得だけでなく、組織の一員として自ら考え行動する能力を高め、職員一人ひとりの資質向上を図ります。

<重点取り組み>

業務内容ごとの研修の実施

職員の資質向上のための研修の実施

・内部研修の継続実施と拡充・強化

コンプライアンス研修や待遇研修等の基本研修のほか、カスタマーハラスメント対策や職員のメンタルケアといった現代の課題に取り組む研修等を、全職員に対して計画的・継続的に実施し、様々な課題を想定した研修を検討します。

<重点取り組み>

継続した研修計画の策定と研修の実施

業務内容ごとの研修の実施及びフォロー体制の確立

・地域のニーズに対して柔軟に支援することができる人材の育成

こどもから高齢者まで、あらゆる市民の生活全体を支援するために、地域のニーズを捉えた働きかけのできる職員を育成します。

また、地域包括支援センター職員は「人材育成ガイドライン」に沿って、地域共生社会の実現に向けた支援の実践を続けていきます。

○ 職員満足度（ES）の向上

・職員満足度調査の実施及び検証

働きやすさ、組織内の労働環境、人間関係、福利厚生等に対する職員の意識を把握するため、満足度を数値化して調査します。職員一人ひとりの声を集め、組織運営の参考にとともに、職員の多様な考えやニーズを理解し、今後の施策検討や情報共有、採用広報への活用にもつなげていきます。

目標設定

指標	基準値（R6）	目標値（R12）
■女性の育児休業復帰1年後の職場定着率	73%	90%
■男性の育児休業の取得率	20%	50%

〔資料編〕

1 定款

公益財団法人岡山市ふれあい公社定款

平成25年7月1日制定

令和7年6月11日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岡山市ふれあい公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岡山市民一人ひとりが、心豊かに健康で、ともに生きることができる社会の実現に向けて、必要な人材育成等条件整備を推進するとともに、市民と一体となり地域ニーズに即した福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、提供することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の福祉・健康・生涯学習の増進のための普及啓発、人材育成並びに調査・研究開発事業
- (2) 児童の健全な育成に関する事業
- (3) 高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業(介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉サービス事業を含む)
- (4) 岡山市が設置するふれあいセンター等の管理運営事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岡山県岡山市において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表において表示した財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを定めた財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

（財産の管理・運用）

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

- 4 第1項及び第3項の書類(定款を除く)については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 削除

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員5名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 11 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(評議員の欠格事由)

第14条 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条各号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年度総額500,000円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(会長及び議長)

第22条 評議員会に会長を置く。

2 会長は、評議員会において、評議員の互選により選定する。

3 評議員会の議長の選出については、別に定める。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第24条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、決議に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

- 3 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上14名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

- 5 理事長、副理事長、常務理事の職務権限は、理事会が別に定める。
- 6 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要な場合に意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の欠格事由)

第30条 次に掲げる者は、この法人の役員となることができない。

- (1) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第6条各号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第33条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、別に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第35条 この法人は、役員の法人法第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事(業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。)及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第35条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催及び招集)

第38条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、議長は副理事長がこれに当たる。
- 3 副理事長に事故があるとき、又は副理事長が欠けたときは、議長は常務理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

- 第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- 2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第28条第6項の規定による報告には適用しない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。ただし、代表理事2名が欠席する理事会については、他の出席した理事も署名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(法令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、理事会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、岡山市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、岡山市に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は信朝寛、副理事長は佐古親一、常務理事は齊藤晴雄とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高谷茂男 荒木 誠 池上正和 石本傳江
鬼木のぞみ 木谷忠義 佐々木基彰 寺田和子
中原佑介 山上 勤 横山 學 渡辺四郎

附則

この定款は、平成27年6月16日から施行する。

附則

この定款は、令和7年6月11日から施行する。

別表 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第6条関係)

財産種別	金額
預金・有価証券	100,000,000円

2 沿革

平成 4年	「財団法人岡山市ふれあい公社」岡山市により設立
平成 5年	岡山ふれあいセンター開館 デイサービスセンター事業開始
平成 6年	ホームヘルプ事業開始 児童館運営開始
平成 8年	西大寺ふれあいセンター開館
平成10年	北ふれあいセンター開館 西ふれあいセンター開館
平成11年	南ふれあいセンター開館 ケアマネジメント事業開始
平成12年	介護保険事業開始 (ケアマネジメント事業・ホームヘルプ事業・デイサービス事業)
平成18年	ふれあいセンター5館及びふれあい児童館5館の指定管理者として管理運営開始 地域包括支援センター事業開始
平成22年	岡山市ウェルポートなださきの指定管理者として管理運営開始
平成24年	岡山市ふれあい介護予防センター開所 御津保健福祉ステーション指定管理業務開始
平成25年	財団法人から公益財団法人へ移行
令和 2年	放課後児童クラブ運営事業開始
令和 4年	財団設立30周年
令和 5年	御津保健福祉ステーション指定管理業務終了

公益財団法人 岡山市ふれあい公社

中期計画

令和8年度～令和12年度

発行：公益財団法人 岡山市ふれあい公社

住所：702-8002 岡山市中区桑野 715 番地 2

TEL：086-274-5201

HP：<https://www.okayama-fureai.or.jp/>